

第 2 号

6月13日（水）

平成24年第3回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成24年6月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第2日目）

日程第 1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番 三 浦 賢 治	2 番 田 中 照 男
3 番 江 寄 悟	5 番 松 田 達 之
6 番 上 田 俊 孝	7 番 上 田 健 一
10 番 吉 川 義 雄	11 番 有 田 芳 人
12 番 片 山 裕 治	13 番 坂 本 悦 男
14 番 永 田 義 昭	15 番 笠 原 良 一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 陳 野 信 次 書 記 平 山 早 苗

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	教 育 長 廣 瀬 龜
総 務 課 長 河 崎 澄 男	企 画 財 政 課 長 平 逸 郎
税 務 課 長 今 田 辰 彦	町 民 環 境 課 長 中 島 正
健 康 福 祉 課 長 山 下 剛	農 業 振 興 課 長 稲 田 和 也
農 地 整 備 課 長 河 野 正 利	建 設 下 水 道 課 長 森 田 寿 也
総 務 振 興 課 長 甲 斐 貴 裕	商 工 観 光 課 長 前 田 昭 雄
会 計 管 理 者 坂 本 京 子	学 校 教 育 課 長 西 尾 正 剛
生 涯 学 習 課 長 木 本 栄 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 田 光 義

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（笠原良一君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において、項目ごとの質問を終わるときは、その旨を申し出てください。

10番、吉川議員の発言を許します。

○10番（吉川義雄君） おはようございます。日本共産党の吉川義雄です。通告に沿って3項目質問をいたします。最初に原発問題と学校に配布されている放射線副読本について、町長並びに教育長にお尋ねをいたします。

日本の原子力発電所は、5月5日子どもの日にすべて停止し、稼働ゼロとなりました。福島第1原発の事故後、危険な原発は要らないという声が強くなり、原発再稼働反対、原発からの撤退という国民の声がすべての原発を停止に追い込んだと思います。ところが6月8日、野田首相は大飯原発の再稼働を表明しました。野田首相は再稼働の理由に、東京電力福島第1原発のような事故が起きないように対策をとってきた。国民生活を守るためだと言いきりました。福島原発事故の原因究明も尽くされず、万が一の場合の避難計画などの見直しもできていません。子どもを守る、国民を守るというのなら、一番危険な原発から撤退することです。野田首相が一番守りたいのは電力会社の利益だけではないでしょうか。私は、野田首相の原発再稼働表明に強く抗議をいたします。

そこで、町長にお聞きいたします。4月28日脱原発を目指す首長会議が発足をいたしました。この会議には全国35道府県の70名の首長、元元首が参加し、原発をなくすとともに再生可能エネルギーの推進に力を入れていくことを決めました。この会議に熊本県からも水俣市長、山江村長が参加を表明しました。新聞報道によりますと、球磨郡山江村の村長は、保守とか革新とかではなく、全首長が脱原発を考えるべきだと言っています。藤本町長は安全が保障されていない原発に対し、脱原発、原発ゼロ宣言を行う考えはありますか、お尋ねをいたします。

また、脱原発を目指す首長会議に参加する考えはありますか、お尋ねをいたします。

町内の小・中学校に放射線等に関する副読本が配布されていると思います。この副読本は文部科学省が作成し、直接学校に届けられているようですが、どの

ように現場では活用されているのでしょうか。お尋ねをいたします。文部科学省は大
臣名で副読本について幼稚園やPTA関係者、公共機関などに配布するようにと添
え書きを送っています。本町ではどのようにされましたか。

この副読本は、福島第1原子力発電所の事故後に発行されたにもかかわらず、放
射線の効用やメリットは詳細に記載されていますが、反対に放射線の危険性や悪影
響、DNAを傷つけることなどは一切記載されていません。そこで、教育長にお尋
ねいたします。この副読本をどのように評価しておられますか、お尋ねいたしま
す。

今教えるべきことは、放射線からの身の安全を守ることなど、正確な情報を教え
る必要があると思います。文部科学省が配布したこの副読本は、意図的に放射線の
安全だけを振りまいています。この副読本は私は使うべきではないと考えますが、
どのように考えておられますか。お尋ねをいたします。

また、学校の教科書等については、当然教育委員会等で検討されます。この副読
本について教育委員会ではどのような議論が行われたのでしょうか、お尋ねをいたし
ます。

次に、子ども子育て新システムについて質問いたします。今国会に待機児童解消
のためということで子ども子育て新システム法案が審議されています。その中身
は、市町村の保育の実施義務、児童福祉法第24条を削除して、株式会社を含めた
多様な事業者の参入ができるようにするとなっています。また、この新システムは
市町村から保育の必要性を認定してもらう必要があります。保育の必要性に応じて
保育時間が決定されることとなります。こうしたこの新システムについて町はどの
ように考えておられますか、お尋ねをいたします。

私のところには、子どもを安心して預けられる制度を残してほしい、保育園運営
をされている方も、「これが通ったら保育園運営が大変なことになる」という声
を寄せられています。藤本町長は保育園行事のあいさつで氷川町は子育て支援とし
て子どもの医療費助成に取り組んでいますとあいさつをされました。若いお母さん
からも大変喜ばれています。しかし、この新システムは、こうした取り組みも私は
壊してしまうのではないかと心配しています。今、この新システムに反対する声
が広がっています。私は問題ありと国に異論を称えるべきだと思いますが、町長、ど
う考えておられますか、お聞かせください。若いお母さんたちと話をした中で、い
つでも安心して預けられる制度を守ってほしい。できるならば、病後や病気の時
も預かってもらえる保育所が欲しい。安心して働けるようにしてほしい。こうい
った意見が出されました。県内を調べてみました。県内でもこうしたお母さん
たちの声に応じて、病児保育を行っているところがあります。この病児保育につ
いて、町

はどのように考えておられますか、お聞かせください。

次に、「確認学習会」についてお尋ねをします。氷川町議会全員協議会での発言をめぐって、藤本町長が会長を務める氷川町人権啓発推進協議会、廣瀬教育長が会長を務める八代人権同和教育推進協議会連名で、氷川町議会全員協議会の中での発言に係る確認学習会がこれまで3回開催されました。今後もこの確認学習会は行うという話がありますが、今後どのようにされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

先日行われた議会全員協議会の中で、第3回目の確認学習会に出席した議員から、確認学習会には出席しなければならない法的根拠があるというふうに言われました。そのような法的な根拠が話になったのでしょうか。あったならば、その法的な根拠とはどういうものか、お聞かせをいただきたいと思います。私は3月議会の一般質問で、法務省の人権擁護局総務課長名の確認・糾弾会について通知を示し判断を聞きましたが、時間の関係で十分な見解は聞けませんでした。そこで改めて町長並びに教育長にこの通知をどのように判断されていますか、お尋ねをいたします。問題となっている議員の発言については、議会全員協議会その場で他の議員から指摘をされ、発言した議員もその場で発言の取り消しを求め、謝罪も行っています。また、第1回目の確認学習会でも発言したことを認め、ほかの議員から指摘され、その場で謝罪し、取り消しを求めたこと。その後専門書も手に入れ、差別問題について勉強を始めたことの話もありました。一定の理解は私はできたというふうに判断をしています。議員の発言というのは重いものであります。慎重に発言をしなければならないことは言うまでもありませんが、一議員の発言をもとに、全議員を連帯責任のようなやり方は私は問題ではないかと考えます。

こうしたことから、議員の中にも「同和問題などはしゃべらない方がよか」という声も聞こえています。議員が萎縮して意見が出せないような議会になるのは、私は好ましくありません。重大な問題だというふうに考えています。町長並びに教育長、どのように考えておられますか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（笠原良一君） 吉川議員の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項の1の原発問題、放射線等に関する副読本についてのアからエまでの答弁を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） おはようございます。吉川議員の質問に答えさせていただきます。

まず、アの部分で、原発ゼロ宣言のということでご質問でございます。このことにつきましては、今国民的課題でございます、まさに時期を得た質問であるとい

うふうに思っております。原発ゼロ宣言を行う考えはないかということですが、まずその前に、原発の必要性、その部分をやはりきちんと検証する必要があるだろうと思っております。今現在、もう既にゼロの状態にあるわけですが、そういった中でそれぞれ産業の面、あるいは住民生活の面等々にも影響を及ぼすのではないかなというような心配の声もあるわけですが、そういったものにもきちんと目を配らなければならないというふうに思っております。原発に頼らない再生エネルギー等、そういった代替電源が確実に担保できるということでありますならば、原発につきましてももう稼動する必要はないというふうに私も思っております。

実は、2月から末、3月でございましたか、生協の方から全国の全市町村長にアンケート調査が行われております。当然議員もご承知のとおりと思えますし、その結果についてもご承知と思えますが、その中で、私も答えております。それがその答えということになるかと思っておりますが、全国1,742市町村にそれぞれアンケートを出され、1,101通の回答があったというふうに記されております。65.3%でございます。その中で、「即時に廃炉すべき」と答えたのが24市町村長、「新規の増設は認めず、10年以内に廃炉すべき」と答えられたのが154名の市町村長でございます。先ほど言われました、そのうちの首長様方が、先ほど話がありましたゼロを目指した集会に参加をされたのかなというふうには思っております。私の答えは「新規の増設は認めず、10年以降政府が決めた寿命40年の間で廃炉にすべき」という回答をしたところでございます。それは、先ほど言いました今現在、すべての原発を、今は止まっておりますが、これで本当に住民生活が安定するのか、安心して暮らせるのか、そういったものがきちんと見えない限りは、なかなかそれをなくしてしまえということとは言えないのかなということで、そういった期限付きの回答をしたところでございまして、今現在もそういった気持ちでいるところであります。国の方ではもう既に大飯原発の稼動についての議論が始まっております。それはやはり地元の皆様方、住民の皆様方の不安もありますけれども、その住民の生活というものもあるのではないかなというふうに思っております。

また、全国でも電力を使った産業はたくさんございますし、私ども氷川町でも、まず農家の皆様方でも電気が止まったときにはどうするのかという不安を抱えながらお仕事をされている方もいらっしゃいます。議員もご承知のとおり、町政懇談会、早尾地区の懇談会でございましたか、農家の方が九州電力で2時間の計画停電があると報道されたが、「それは困る」と、「ちょうどい草の収穫時期に入ると、夜2時間も止まることで、もう乾燥ができない。死活問題なんだ」という訴えもご

ございました。先般、防災会議を開きましたときに、九電の八代営業所長様も出席でございましたので、そのことは直接お訴えをしたところでございまして、仮に計画停電するにしましても、そういった事情があるところ、あるいは自宅で人工呼吸器等々を、あるいは酸素吸入器等を使っていらっしゃる住民の方もいらっしゃるわけでございますし、私の父も実は家で酸素吸入を器械を使って行っております。それが1時間、2時間止まるということにつきましては、大変不安があるところでございます。そういったもろもろの住民生活等々も含めると、今現在、即時ゼロ宣言を今の部分で行うというのには、少し賛同ができないところでありますが、先ほど言いましたとおり、原発のない社会がつけられる、担保ができましたならばそういったものを目指していくべきだろうと思っておりますし、そういったことにつきましては大いに声を上げていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（笠原良一君） 教育長。

○教育長（廣瀬 亀君） 吉川議員の質問の中で、今アについては町長からお話がありました。イ、ウ、エが教育委員会のかかわりですので、これにちなんでお答えしたいと思います。

吉川議員が示された副読本は、実際はこれなんです。小学校用と中学校用、高校用もあるわけですが、私たちのところではそういうようなことで、これが届いております。これは、質問の中にもありましたように、文科省は初めにこういうことを書いております。昨年3月11日の東北の大震災によって、東京電力の福島第1原子力発電所にあのような事故が起こりました。そしてその後、放射線、放射能というのが非常に住民の中でいろいろ話題になり、心配される部分も出てきました。そういうような中でこの放射線についての基本的な知識、基礎知識を皆さんに広めたいというのがあって、議員さんが書いておられるように不正確というよりも、ここに断ってあるのは、放射線による人体への影響、目的に合わせた測定器の利用方法、事故が起きたときの心構え等に関する、そういう知識の一面を届けたところで、というようなことを書いてありますので、これはあくまでも副読本ですので、教科書とは違います。学校現場はこれを受けて、もらって、それぞれの思いで活用しています。しかし、基本的には5校の学校長は、これをパーフェクトにできたものだと評価しておりませんので、やっぱりその具体的な活用については特にうちの西尾課長が、学校のそれぞれの現場の情報をつぶさに、情報を得ておりますので、そちらの方をまずお聞きいただいとっております。

教育委員会でも、このことについては委員さん方に紹介し、そして検討したところがあります。だから、委員さん方はそれぞれの話も聞きながら、まずは学校現場に活用については主体的に委ねるという部分があります。しかし、我々は町村の教

育委員会ですので、県の方の教育委員会の指導・助言も受けながら、学校現場と連携しながら進めていくというのが基本的なスタンスでございます。

詳しいことは、個別的には、課長の方の声を聞いていただきたいと思います。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 課長の方には後でお伺いしたいと思います。まず最初に町長がアンケートに答えられた話もされました。一番大事なのは今現在電気そのものは足りているわけです。その上で、一昨年の夏を想定をして、同じような状況になれば足りないんですよという話がされています。しかし、一方では、「いやいや、電気は足りるんだよ」という学者の人もいます。また本当に全部の、例えば火力発電所が使われているのかどうか、そういったものの検証がほとんどされていない、そういった情報が正確に全部オープンに出されて議論されて、どうするのかというのはまだできてないというのが現状です。私は町長が言われたように、原発を使わなくても足りれば、もうやめるべきだと町長は言われました。私は一步前進だというふうに思っているわけです。本当に原発が必要なのか、しなければ電力が本当に足りなくなるのか、そういったことを一つはやっていかななくてはいけないと思います。

私がこの問題を取り上げたのは、実は毎日のように新聞に載ってきますが、ショックだったのは、やはり「いつになったら帰れるのか」と、自分の生まれたところに帰りたい。「せめて、自分のふるさとで最後は迎えたい」というテレビがずっとあっていました。そういう中で新聞に載ったのが、例えば原発を立地していた大熊町というところは、10年経っても81%住民は帰れない、8割の人たちは帰れないんだという記事がありました。こうやって報道されたのは、私は初めてではないかなと思います。併せてその日の熊日だったかと思うんですが、社説の中にこういうのがありました。野田首相が説明をしたわけですが、「安全性に不安を残した問題の多い見切り発電には不安を抱かずにいられない」というのが熊日の社説なんです。私はやはりこの原発というのは本当に一度事故が起きたら大変なことになるというふうに言われているわけです。実は、西日本新聞が先日から特集をしています。原発爆発、トップ機能せず。官邸にずっと一緒にいて情報収集していた人のメモ帳、下村さんという人のメモ帳が公表されていたわけです。その中で、班目委員長は、あの原発で冷却装置が止まったときに、繰り返し「爆発はない」とずっと、その現場でも言っていたわけです。そのことがメモに書いてあります。「班目春樹が繰り返し爆発はないと断言していた」と。ところが、テレビに映ったのは爆発したのが映ってしまったと。それで、班目氏は何と言ったか、「ああっ」と言っただけで、前のめりに頭を抱えたと。そのまま動かなかったということを書いてあるわ

けです。だから、こういった危険な原発からは、一日も早く、私は撤退すると。代わりの代替の電力を考えるというのが、私は先ではないかなと思います。

川内原発あるいは玄海原発が爆発したときにどうなるのかということで、実はこういった資料が出されています。これは、原発事故直後に近藤駿介原子力委員長が当時の菅総理に対して、「最悪のシナリオはこうなるのだ」という、それは当然福島なのですが。それを当てはめたら玄海だったらこうなりますよ、川内だったら。うちはどちらが事故が起きてでも氷川にも影響が来るといふ、そういったことだと思います。

最後に、町長にお伺いしますが、原発は、やはり10年後には、10年で廃炉にすべきと言われたのは、やはり原発というのは危険で、やはり今の技術では私はコントロールできないと思うわけですが、その点、再度お聞かせください。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まさに、議員おっしゃいますとおり、安全神話が崩れたわけでございますので、そこで完全に安全であるということは誰もと言えないと思っておりますので、そのような形で考えておりますので、今おっしゃいましたとおり、原発に頼らない代替エネルギーというものが担保できると。しかしそこには先ほどから言っておりますとおり、住民生活に支障のない形で移行していきませんと、不安が残るわけでございますので、その分を担保した上でという前提が付きましても、そういった方向の方が望ましいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 放射線の副読本の問題について、教育長が言われたように、この副読本には最初に小学校のを引用されましたが、東北地方太平洋沖地震によって東京電力株式会社福島第1原子力発電所で事故が起こった。だから、この放射線のことについて知識として知ってもらおうということだと思います。そういうことで出された、書き加えられたというふうに思います。実は、全体を読んでいくと、放射線とは何だろうと、身の回りの放射線ということで、宇宙からも地面からも、それから空気からも食べ物からもいっぱい来るんだということが書いてあるんですね。そして、これをずっと見ていきますと、身の周りにあるということで、例えば「レントゲンでも使っているんですよ」「こういうのが放射線ですよ」ということを書いてあるわけですが、原発事故が起きた後に、これはいわゆる学校に届けられたわけです。そういう点では、保護者からするとやはり放射線から身を守るためにはどうしたらいいのだろうかというのが、一番私は関心があったと思うんです。ところが残念ながらそのことが書いてないのですね。

実は、宇宙がどうやってできたのかと、この地球で生物がどうやって生活、生き

ていけるようになったのかというのを書いておられる有名な先生がおられるわけです。『生命と地球の歴史』、丸山茂徳さんが出されているのですが、この人は何と云っているかという、この副読本が出されたことから、いろいろ研究する人がいるわけですが、この先生は放射線と生物は共存できない。地球が誕生して、そうして生命というのは深い海の底で生まれた。なぜ地上でできないかと。まだ、宇宙線、放射線、紫外線、いろいろなのが入ってくる関係で、生物が生きていけないと。そういう中でオゾン層が発達してでき上がって、ようやく生命は海の底からはい上がってきたという、そういったことをずっと書いてあるわけですが、この小学校の本を見る限り、全くそういったのが私は読み取れないというふうに思います。

また、もう一つは、放射線の関係で、X線のことが書いてあるわけですが、実はこれも調べていく中で驚いたのですが、英国の医療専門誌「ライセント」というのが報告しているわけです。記事は読売新聞です。この中で、日本人のがん3.2%は医療被曝だという記事が載っているんですね。これは日本の検査数というのは15国の平均、この15国はちょっとわかりませんが、2倍近くがんの発症は2.7倍ということで、この医療被曝というのが問題にされているんです。だから、そういう点では、何となくX線は当たっても大丈夫だよ。どんどん当たってもいいような感じに受け取れるわけですが、そういったことで、私はこれは不正確ではないかなというふうに、やはりこれは今教えるのにはふさわしくないのではないかなというふうに判断をしたのですが。その点、どうですか。

○議長（笠原良一君） 教育長。

○教育長（廣瀬 亀君） 今、質問議員の吉川さんが心配されている部分をお話ししていただきましたが、なかなか私たち宇宙の話にしる自分の人体、小宇宙のことにしる、わかっている部分はわかっているようにしてわかってないものがたくさんあるわけです。ですから今、吉川議員さんが指摘された部分もいろいろ心配されて出てきて、学校現場もこういう言葉を使った校長先生もおるんです。「光と陰の話」をです。それで、やっぱり心配される部分の記述というのが、非常に少ないなど。

そういう点からして、特に小学校は1年生から6年生までの発達段階があります、中学校・高校にしる。そういう発達段階に応じた学習、知識の提供というのか、そういうものも考えていかなければなりませんので、そのところを勘案しながら学校現場は対応しておるところでございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 課長には申し訳ないんですが、先に進めさせていただきたいと思えます。

実は、教育長も先ほど言われましたが、この副読本の前にもう一つ副読本があっ

たわけです。実は、昨年4月に国会で日本共産党のうちの国会議員が質問をして、そのときの文部大臣が見直さなければいけないということで見直しもされてきました。また、原発事故が起きたということもあって書き換えられているのが幾つもあるわけです。例えば小学校で言えば、放射線は宇宙や地面、空気そして食べ物からも出ています。さっき読んだところです。「光と同じように放射線も身の周りにあります」と書いてあるわけですが、こういったことで、食べ物にも含まれるカリウムは放射性物質であり、人体、体の中にも必要不可欠なものだと、こういったふうに書いてあるわけです。本当に安全だ安全だと書いてあるわけですが、それで書き換えがずっと言われてきているわけです。例えば中学校の公民では、「一度事故が起これば大きな被害が生じる危険性がある」というふうに書いてあったのを、「一度事故が起これば、取り返しの付かない大きな事故が生じる」に変わったのですね。また、「原子炉はコンクリートなどでできた何重もの厚い壁で守られています」と書いてあったのも、これも削除されたのです。やはり、正確に伝えるという点では、当然のことだというふうに思います。

そこで、実はこの副読本、放射線等に関する副読本作成委員会、この委員長の中村尚司だったのですかね、東北大名誉教授が委員長ですが、この人が、実は食品衛生の基準を作成するときに、厳しい基準になるからそれでは品物が売れなくなるのでという、やらせメールを、こういった意見を上げてほしいというのを出していたわけですが、そういったことはご存じだったでしょうか。教育長。

○議長（笠原良一君） 教育長。

○教育長（廣瀬 亀君） いいえ、それは知っておりませんでした。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 実は、これもこの教科書問題が出てから一遍に広がって、いや、そういう人がつくっているんだよということが出されました。もう一つ、実はこの本が発注をされている発注先ですが、この発注先は、日本原子力文化振興財団が約2,100万円で落札をしたわけですが、今度は、文科省がこれを発注するわけですが、出したところは立地推進対策のところが発注し、そして、こういった関連会社が受けるということで、私は内容も中立性が損なわれる、そういったことだと思います。

実は、何人かの保護者、先生にも聞きました。正直言ってばらばらです。正直に「使っていないです」という人もおられましたし、「いやあ、子どもは持ってきてない。何もその話は、子どもにも聞いたけど、何も聞いてない」というのがありました。私はやはり、今だからこそ正確な情報をきちんと伝えるべきだというふうに思います。改めて、私は教育委員会にもお願いをしに行きたいというふうに思ってい

ますが、文科省は幼稚園、公民館などにも配布しなさいとなっておりますが、この配布はぜひやめていただきたいと。最後にそのことを述べて、次の項目に移りたいと思います。

○議長（笠原良一君） 質疑はもういいですか。

これで、質問事項1を終わります。

次に、質問事項2の、子ども・子育て新システム等についてのアからウまでの答弁を求めます。

町長。

○町長（藤本一臣君） かなり時間が経過しておりますので、もう課長の答弁は抜きにしまして、私の方から直接答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、子ども・子育て新システムの、いわゆるどういった認識を持っているかということですが、昨日の新聞でございましたか、民主党、政府が「総合子ども園の見直しへ」ということで出ておりました。本音を言いますと、少し安堵しているところでございます。この総合子ども園につきましては、今回のいわゆる社会保障と税の一体改革という野田政権の一番大きな柱の中に位置づけられておまして、すべての子どもの療育な育成環境を保障し、子どもを育てる過程を社会全体で支援することを目的に幼保一体化施設として、幼児教育と保育の双方を提供する総合子ども園の云々ということですが、果たしてこれが本当に日本全国津々浦々この総合子ども園というものが必要なのかという部分が私はいつも念頭にございました。どうも都市に目を、重点を置いた政策ではないかという思いがしたわけでございますし、私ども氷川町には幼稚園・保育園がございます。それぞれ幼稚園・保育園、独特の特色を生かして町内の子どもたちの保育に当たっていただいておりますし、教育に当たっていただいておりますので、十分そういったところで対応できていくのだがなという思いを常に持っていたわけでございまして、少し見直しの方向にいったということは、少し安堵しているという認識を持っているところであります。

それから、このことについて、政府に対し反対の意見を上げる考えはないかということですが、先ほど申し上げましたとおり、政府の方も少し見直しという方向に向かっております。その全容がどういった形で見直されるのか、そのあたりをしっかりと見据えた上で、必要に応じましては声を上げていかななくてはならないと思っております。

それから、ウの病児保育につきましてはすけれども、このことにつきましても、いわゆるこれからの社会におきましては、重要な課題であるというふうに認識をいたしております。常葉保育所、町立の保育所がございますけれども、その民営化の

議論がありましたときに、たしか田中委員長、吉川委員もその検討委員会の中に入られて、常葉保育所は町立として必要なんだという、当面の間は必要なんだという方針を出された立場にあられます。そういった中で、では町立の保育所としての特色・必要性はどこにあるのかという議論もされたかと思っておりますが、民間ではできないのか、町立でなければならないのかという議論も大いにやられたのだらうと思っております。そういった中で、民間の保育所・幼稚園でできないことを、この町立の保育所で担っていくという必要性が見えてきましたときには、今後ともこの町立保育園というものは必要になるだらうという、私は認識を持ったところでありまして、そのことにつきまして、今担当課の方に町立保育所でなければならない絶対的な理由は何なのか、そのあたりをしっかりと検証してくれということで今申し伝えておるところでありまして、吉川議員からご質問がございました病児保育、県内で今山鹿市で行われておりましたですかね。山鹿市の山鹿保育園で病後児保育をやっていたらいいなと思ったので、その現状と課題につきまして、担当課の方も直接出向きまして研修をしてきているところをごさいます、それぞれ課題もあり、いい面もあり悪い面もあるというふうに、今捉えてきているところをごさいます、そういったものを踏まえまして、本町でどういった対応ができるのか、それを先ほど言いました町立の保育園で担うことができるのか。ややもしますと、医療行為も伴う部分でございますので、そういった連携はどうするのかというものもございます。そういったことを考えますと、どこでどういった提供ができるのかというのを含めまして、今大いに議論を検討しているところをごさいますので、できましたら、例の委員の皆様方が所属されております常葉保育所の改革の検討委員会あたりも再度開いていただきまして、そういった中でも大いに議論をしていただければなというふうに思っているところでありまして。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 町長が、政府が今見直しというふうに言っているのと言われてました。私は、やはり一番大事なのはこの児童福祉法に基づいて地方自治体が保育の義務を、責任を持つという、そこだけは私は外せないというふうに思います。実は、この新システムは、そこが一番外したいと。民間がどっと入っていきやすいようにしたいと。それで、いろんな今度は保育制度があって、言われたように、少人数の保育園から幼保一体とか、子ども園になって5つか6つに分かれる仕組みになるんですね。それを今度は保護者、自分でどこに自分のを入れられるのか、いかないのか。ところが今度は、町からは、「あなたの子どもは保育が必要ですよ」と認められていないとまた預けられない。本当に複雑な仕組みになっているわけです。だから、実はうちの議会は町内の5園だったですか、園長さんからの要望もあ

って意見書も上げているんですね。「慎重にやってくださいよ」ということをやっているわけです。実は、この保育の団体が幾つかあるわけですが、これも調べてみたら、大きな3つの保育団体があるわけですが、そのうちの一つは谷垣自民党総裁が会長さんをしている団体なんですね。実は、保育所を守ってほしいという集会が開かれた中で自民党の尾辻参議院議員がそこに参加しているんです。そこでのあいさつ、こう言っておられます。「教育や保育にはお金がかかるもので、それが国の将来につながる。国がそこから逃げようとして財政負担をどんどん減らそうとする流れは危険と、法案を否決できるよう参議院議員がしっかりすることが大事だ」というあいさつをされたのですね。私はごく普通の考えだと思うんです。やはり子どもを大事にすると。今、日本みたいに子どもが生き育てられない、そんな中で、子どもたちはますます預けにくくなる。そうするとお母さんも仕事に出れない。ますます貧困に陥ってしまうということになると思います。そういった点では、ぜひ、少し国会の状況を見据えて、必要に応じてと言われましたが、ぜひ早く声を上げていただきたいと思います。

病児保育については、研修をされたという点では、私はぜひ民営化の検討委員会の中でもそのことを議論をしていきたいというふうに思っています。実は、県内の病児保育の、先ほどありました山鹿もありましたが、もう一つ、これは勉強しに行ってみようかなと思ったのは、社会福祉協議会が行っているところが1ヶ所あるんですが、社協がたしか合志かどこか、そちらの方だったかと思います。社協が行っています。町長が言われたように、病児病後と言えれば医療行為が伴う、そういった点での難しさ、大変さはあると思うんですが、しかし本当に言われるように、今氷川町内で言えば子どもを預けたいところに預かってもらえる。そして、一番はやはり子どもはいつ病気になるかわからない。呼び出される。そのときに、というのがお母さんたちの一番強い声です。だから、ぜひこれをもっと大いに進めていただきたいと思います。研修されたので、そのことを一言だけ聞かせてください。

○議長（笠原良一君） 課長。

○町民環境課長（中島 正君） 町長が紹介しましたように、山鹿市に11月29日に行っておりまして、その中で、保育士とあとは常葉の園長と、それと保育担当の星田が3人でまいっておりまして、実際に現場を見させていただくと同時に、事務の方のご説明もいただいたという中で、町に持ち帰った場合、どうあるべきかという姿が少しは見えたのかなという思いがしておりますが、実際に今の現時点ではハードルが高すぎると。といいますのが、病児、実際に病後児保育で始めましたよという話でございましたけれども、実際には病中・病後児という形で、要は、病気の子も来ていると、受け入れざるを得ないという状況で、突発的な病気もあるかもしれ

ませんけれども、そういう部分の体制として、看護師が常駐すべきではないかというご提案もいただいておりますし、あとは保育士という形でスタッフの問題、あとは施設の問題、要はほかの子どもたちとは別の部屋に、隔離という、言い方は悪いですがけれども病気をうつさないための施設が必要になってまいります。そういう部分から、ハード面も大きなハードルとしてかかってくるのかなという思いで、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 実は、どのお母さんたちに聞いても、やはり仕事を、そういった子どもの関係で辞めざるを得なかったという声がたくさんあります。私はこれは積極的に取り組んで前向きに検討しなければならない。むしろ国あたりはそういったところに今お金をドンと使うべきではないかなというふうに思っています。この項目はこれで終わりたいと思います。

3項目め、お願いいたします。

○議長（笠原良一君） これで質問事項2を終わります。次に、質問事項3、「確認学習会」等についての、アからエまでの答弁を求めます。教育長。

○教育長（廣瀬 亀君） 3番目の「確認学習会」等についての質問が4項目出ておりますが、当初のアのところは、確認学習会が3回開催された。今後はどのようにされるかという質問ですが、私はこれから人権教育啓発・研修の場として確認学習会は開催していかなければならないというように認識しております。イについての答えになっていきますが、どうしてこのようなことが起こったかといいますと、先ほど質問議員がおっしゃったような議会の全協の中でのいきさつがあって、そして、それを差別事象として受け止められた方が、当時私が会長をしておりました八代人権同和教育推進協議会、これは6つの団体の連合体ですが、そこに申し出をされたわけです。ですから、そういうようなことがあって、略して八同推協と呼んでいます。その八同推協と、そして氷川町の人権啓発協議会と一緒にあって、やっぱりこれは氷川町として学習会を進めていかないといけないというような状況になって、このような会が進められてきた。このイのところでありますように、それには出席しなければならないという、「ねばならない」というところがあるのかという質問ですが、糾弾学習会等については、質問議員も過去に文書を出されたこともあります。そういうようなことではございましたが、これは認識はそれぞれありますが、八代の部落解放同盟の支部長の方からいろいろな事例を出しながら、このような事案もあっておって、そして、出席して、出席をお願いして、事を運んできた経緯があるから、こういうような会には出てほしいというような意見があったという

ふうに、私は当時は受け止めております。

そのような中で、吉川議員さんが聞いておられるこの3番目のことについても、今のように、この糾弾という言葉よりも確認学習、学習会、これはその学習会に参加していただいた方々がいろいろな方の声を聞きながら、人権に対する自分の感覚を磨いてほしい。人権感覚をあらゆる声を聞きながら、謙虚になって「ああ、自分はこういうところまでは考えてなかった」そういうのがわかってもらえるような研修の場にしていきたいという思いがありますので、私はこういうような法的な判断という束縛の「ねばならない」というようなことでなくて、自らそういう学習会に参加して、自分の人権感覚を磨いていく、学びの場に使って、生かしてほしいというのが学習会の狙いと私は思っておりますし、町長もそのような思いでおられると思います。

一番最後のこのところがありますように、議会の方の議員さん方のそういう発言というか、そういうものがこれによって制約されるのではないかというご心配もあってのお尋ねと思いますが、私はそういうことにつながっていったら本当の学習会になっていかないと思っておるところです。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今後どうするのかという点では、人権啓発のために確認学習会は今後も開いていくというふうに言われました。そこで1つだけお伺いしますが、全員協議会の中で起きたことであります。第1回目のときに、教育長の前で差別的発言をしたという議員は深く反省をしています。お詫びしますという話から、実は、私はどんなことが差別だったのかということで、差別辞典を買って勉強も始めましたという行為、こういった話がありました。私はそれで十分理解をされたものだというふうに判断をしたわけですが、実は、差別されたという人は、差別を受けたという人は刑事告発をするというふうに文書で出しています。どうされたか、どうされるのかわかりませんが、例えば、「例えの話では答弁できない」と国会ではよく言われますが、例えば刑事告発を行った後も、この確認学習会はどこまでやられるのですか。何を目標に、最後の目標は何でしょうか。

○議長（笠原良一君） 教育長。

○教育長（廣瀬 亀君） 最後の目標はと聞かれたところですが、これは1回目のときに、そういうように、「あっ、確かにそういう発言を私がしました。それは」ということで、ご本人の方から話がありました。私たちの考えというのは、非常に、これで絶対というものはないと思うんですね。ですから、やっぱり多くの人の声を聞きながら、そして、自分の考えの誤りは是正しながらいろいろ声を上げていくということは誰しも大事なことであって、特に議員の方々にとっては、そういう点は

大事なことじゃないかなと。次回、参加されなかった人がおられる中での学習会では、両面の話が出ました。だから、これはこういう考えでおっしゃったのじゃないでしょうか、いや、私はこう取りましたというような両面が出ました。だから、私にご本人もそういう場におられて、そしてそれに耳を傾けていただいて、「ああ、そういう捉え方もあるのか。じゃあ、自分もそこはどうだった」というような思いが自分の内面に浮かんでくれば、呼び起こされてくれば、みんなそういう思いは持っているけれども、ちょっと眠っている場面もあると思いますので、多くの人の声を聞きながら、改善してほしいというのが私たちの狙いでございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） ちょっと教育長のことはよくわからない面もありますが、第1回目は当事者同士出席されていたわけですので、そこで真意が伝わらなければ言われるとおり、あとは法的に訴えるしかない、私はそのように思っています。

実は、先ほど聞きましたが、出席、法的根拠があるんだよと。出席するべきだという話がありました。しかし、今の答弁ではやはり私は出席はお願いであって、その人を議員たちの道義的・社会的責任の問題で判断をして出るかどうかだというふうに私は思います。法的根拠はないというふうに判断をいたします。

そこでお伺いしますけれども、この人権擁護局総務課長の通知でこのことは、これが出されたのは、以前は「確認・糾弾会」ということでずっとやられていた。そういった中でこのことが出されて、そして、いわゆるこの、ここにこのように書いてあります。「差別をしたとされる者、被糾弾者から、確認・糾弾会への出席について相談を受けた場合、言うまでもなく相談を受けない場合にも必要に応じて確認・糾弾会には出席すべきでない。出席する必要はない等々、指導をしてきている。」というふうに書いてあるわけです。これをどのように判断をされますかというのを先ほど聞いたわけです。私はそういう点で、やはりそこはきちんと対処をしていただきたい。人権啓発は必要なときにはきちんとそういうのはみんなが判断するのではないかなというふうに思っています。

先ほど、教育長が部落解放同盟の話をちょっとされました。実は、1つだけ運動方針案というのを、かなりのページがあるのですが、これを読ませていただきました。その中にこう書いてあります。「我が同盟は差別を自分勝手に判断して、何でもかんでも差別だと言って糾弾するわけではないということは言うまでもありません。では、どういう場合に糾弾をするのでしょうか。」ということで、2つ挙げてあります。「明らかに差別意識を持って部落民の人権が侵害されたとき。差別行為、発言や執筆などの結果として、部落差別が拡大助長されたとき」これはいわゆる昔の判断だと思います。基本はここだと思うんです。意識して、やっつけてやろ

うと、いろいろな思惑があって言ったかどうか、これが一番大きいのではないかというふうに思いますが。私は今回の場合は、当事者同士がしっかり話し合えば解決できるものだというふうに判断をしています。

最後に、もう一つお伺いしたいのですが、公党を名乗る場合に自由民主党、自民党とか民主党とか、あるいは公明党とかあります。当然、私たち日本共産党は共産党というふうに言われています。中には、日共という言葉で言う人もいます。教育長それから町長、日共という言葉は適切な言葉と思われませんか。政党を呼ぶ場合に。一言ずつお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 教育長、時間がないので端的に教えてください。

○教育長（廣瀬 亀君） 私は使ったことはありませんけど。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 私もそういった言葉は使ったことはございませんし、もう一つ、先ほどの質問の中で、私も当然招集した当事者でございますので、少し見解を述べさせていただきたいと思っております。

まず、アの部分につきましては、これはそれぞれの皆さん方の認識の違いがあるから、この確認学習会を行っているわけでございますので、ぜひ確認学習会にそれぞれの当事者の方が出てきていただいて、お互いの意見を述べていただきたいという思いで、今まで3回やってきましたし、必要があれば今後も行ってまいりたいというふうに思っております。

それから、イ、ウにつきましては、そういった法的拘束力はないと思っておりますし、だからお願いをして、出て来てくださいというお願いをしておるところでございますし、ぜひ出て来ていただいて大いにそれぞれの思いをお互いに述べていただいて、理解を深めていただきたいというふうに思っております。

エの審議権を侵すのではないかということにつきましては、まったく審議権を侵すものではございません。発言そのものについて、不適切な発言そのものにつきましての確認学習会を行なっているわけでございまして、議案そのものについて異議を申し立てるものではございませんので、そういったことはないと思っております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） これで終わりますが、実は先ほど日本共産党のことを日共と呼ぶ人がいるんだという話をしました。実は八代人権同和教育40年のあゆみという本があります。この中には日共、日共と叫んでいる人がいます。このことを申し添えて私は質問を終わりたいと思います。

○議長（笠原良一君） 以上で吉川議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時00分
再開 午前11時11分
-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、三浦議員の発言を許します。

○1番（三浦賢治君） 皆さんおはようございます。ただいま議長より指名をいただきました1番議員の三浦でございます。私の一般質問は、耕作放棄地解消緊急対策事業についてと、竜北公園の遊具施設について、2項目を質問いたします。

先人の方々が食糧増産のために大変苦勞され、山を開墾し棚田をつくり、海を埋め立て干拓事業を行い、平野部では土地改良事業や排水対策などを進められ、今日のような豊穡の農地が生まれ変わり、農業生産の向上につながったものであり、先人の方々の英知と努力によって築かれたものであり、先人の方々に敬意を表す思いを忘れてはなりません。いまや、社会情勢変化で食生活に大きな転換期を迎え、私たちの食生活の中で米離れが進み、私たちの子どものころ、昭和40年は1日1人当たりの消費量は茶碗5杯だったが、現在は3杯に減っている状況にあります。井でご飯をかき込む時代が終わり、対照的に外国からの輸入品や牛肉や豚肉料理が増え、飽食の時代を迎える状況にあります。国内で消費される食べ物について、どの程度が国内で賄われるかを表す食糧自給率で、1965年は73%と高かったが、2009年には40%で33%低下し、主要国の中で低水準になっている。また、子どもの出生率が1.39と減少傾向にあるとともに、農業の高齢化が進み、後継者・担い手がないことや、作物を頑張っつくっても、生活を営むだけの農業所得が上がらないことが、農業生産力の減少が農業を疲弊する大きな要因ではないかと思っているところでございます。

このような状況の中、耕作放棄地が増加している状況の中、耕作放棄地を農地へ復元し、食糧を増産し、食糧自給率の向上を図ることと、耕作放棄地に雑草が繁茂し、隣接の作物に病虫害が発生し、農作物に被害を及ぼす恐れがある。このままでは田園の風景が破壊され、農地が荒廃していく状態にあります。そこで、耕作放棄地解消緊急対策事業についてお伺いいたします。

ア、農地は食糧生産の基盤であります。先人の方々が英知と努力によって築かれた農地がいまや耕作放棄地となっています。田園風景を破壊し、耕作放棄地を回復させ、農業生産力と食糧自給率の向上のため、耕作放棄地解消緊急対策事業があると思いますが、その事業内容はどのようなものか、お伺いいたします。

イ、いまや少子高齢化がどんどん進み、農業の担い手や農家所得の減少などの要因で耕作放棄地が増加しています。自らが耕作放棄地解消のために本事業に取り組まれた同僚議員もいますが、これまでこの事業に取り組まれた農業者の自作地、非自作地別の件数及び実施面積と実施後の耕作放棄地面積の推移をお伺いいたします。

ウ、この事業は申し込み事業であって、耕作放棄地解消に真摯に取り組む姿勢が必要ですが、事業に取り組まれた方の申し込み時期の計画と実施後の実績に相違はなかったか、お伺いいたします。

エ、耕作放棄地問題は農業離れなどから国土の破壊へとつながる大きな問題です。農業を主幹産業とする本町にとって農地の荒廃は町の存亡にかかわる重要な問題だと思います。非農家を含め、複数人で家庭菜園に再生させるなど、緩やかな制度改革が必要かと思いますが、町は耕作放棄地解消にどのように取り組んでいかれるかお伺いします。

第2項目めの竜北公園の遊具整備についてお伺いいたします。

ア、子どもが野外で遊ぶことは人間成形や身体発達を育むために必要なもので、公園はその場として大きな成果を上げています。竜北公園も開園から3年目を迎え、土曜・日曜日や祝日など、大勢の人で賑わっているものの、遊具不足によるリピーターの確保が難しい状態にあります。公園開設までには、いろんなことがありましたが、当初、計画されていた遊具も未設置のままであり、また町政懇談会でも遊具追加を望む意見があったと聞いております。再整備をする考えはないのかお伺いいたします。

イ、野外ステージでは、これまでコンサートなどに活用されてきましたが、紙芝居や本の朗読会、ウォーキングセンターとの連動による絵本の設置などを促すことで、子どもたちに考えておられるのか、お伺いいたします。

以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（笠原良一君） 三浦議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項の1の耕作放棄地解消緊急対策事業について、アからエまでの答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（梅田光義君） 三浦議員さんの質問に対してお答えします。

耕作放棄地対策事業は国と県の補助がありまして、国の補助は耕作放棄地再生利用交付金であります。再生利用活動として、定額支援の反の5万円、または重機等を用いて行う場合は、2分の1の国の補助があります。それと、土づくりは2年目以降で、2万5,000円の反当の補助です。小規模基盤整備として2万5,000

円、反当の交付金があります。これはあくまでも農用地域内で自己所有地以外の土地が対象となります。県の補助としては、耕作放棄地解消緊急対策交付金でありまして、国の対象にならない耕作放棄地において対象となっております。この事業を利用して耕作放棄地を解消した場合は、国の補助金は5年以上の継続をしなければなりません。また、県事業の場合は、3年以上の耕作放棄地の継続と3年間は作付状況を報告しなければなりません。

イについてお答えいたします。事業に取り組まれた農業者は平成20年度は県と町単独事業合わせまして、自己所有地12件の141アール、自己所有地以外は4件で90アールでした。21年度は、今度は国と県事業合わせまして自己所有地はゼロで、自己所有地以外は7件の49アール。22年度は国と県事業合わせまして、自己所有地は1件の37アール、自己所有地以外は4件の113アールとなっております。

ちなみに、平成23年度はありませんでした。実施後の耕作放棄地の面積ですが、平成20年度は49.7ヘクタール、21年度は47ヘクタール、22年度は45.4ヘクタール、23年度は44.5ヘクタールとなっております。23年度が減少した理由といたしましては、農業委員さん等で個別指導等により補助金を利用しないで農地の保全管理として刈払いをされておりますので、23年度は総体的に減っております。

ウに対して、お答えします。県事業の21年度3件と、22年度4件については、農地の復元は完了しております。作付状況が平成22年度の1件分に対して、作付が遅れている関係、1件ほど報告しておりません。作付後3年間の報告となっておりますので、耕作者の方に対象農地への作付を急速に、いわゆる急ぐように、平成24年4月に事業実施要項によりまして指導しております。

エについて、お答えします。耕作放棄地解消については、農業者の高齢化や担い手の減少、農業所得の減少などから中山間地等は対策事業だけでは追いつかないくらい増加傾向にあるかと思っております。今後、耕作放棄地の地図情報システムの活用や農業委員さんと担当地区の農地パトロール、また利用状況調査等を実施し、個別指導を重点的に取り組み、耕作放棄地、遊休農地の解消を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） ただいま耕作放棄地について、ご説明がありましたけれども、私1つお尋ねをしたいのは、県の耕作放棄地解消緊急対策事業要項というものもあるわけです。そして、氷川町美しいむらづくり遊休農地対策事業実施要項、これは平

成20年10月10日告示第88号で公布をされております。県の補助そして氷川町独自の補助、これを受けておられるのか、おられないのかをお伺いいたします。

○議長（笠原良一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（梅田光義君） それについて、お答えいたします。

今、美しいむらづくり遊休農地対策事業実施要項というのが平成20年7月1日から施行されました要項であります。それ以降、21年度以降に、21年度から国の補助が新設されてきて、国の補助は反当5万円、荒廃がひどい場合は2分の1の補助が出ますので、20年度町自体で作成された要項よりも国と県の補助が有効に使われますので、20年度作成された要項よりも21年度以降の国・県の要項が、耕作放棄地対象者に有利な補助だというところで、その20年度補助は使っておりません。

以上です。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 今説明を聞きまして、氷川町美しいむらづくり遊休農地対策の補助は使っていないという説明でございました。ウの部分で、作付1件ができていないというご報告がありましたけれども、本当は、この申請をされるときに、実施計画あたりもぴしっと行われていると思いますけれども、これは、実施計画どおりにされてないということだと思いますけれども、大体この実施計画からいきますと、復元開始2010年9月1日、復元終了、2011年2月28日に、終了復元はされておるわけでございますけれども、4件の申し込みがあって、3件は23年3月31日まで、きれいに復元をされ、植え付けもされておるわけでございますが、なぜ1件だけがこういう状態になったのか。

それと、今後どういうふうに指導をされていくのか、指導については、確かに23年8月31日にも1回目の指導が行われております。そして2回目も24年4月12日に指導が行われているわけでございますが、今後どのように農業委員会として指導されていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（梅田光義君） それに対して、お答えします。事業実施者は耕作解消後3年間の作付状況報告をしなければなりません。それは平成24年度の要綱の第4の6項（2）の方において、3年間は耕作するように事業主体において指導することとなっております。それと平成24年度の要綱、これは今度できたんですけれども、採択要件を満たさなくなった場合は、補助金の一部または全部を返還させることがあると明記されております。それで、今まで2回ほど指導等をやっておりますけれども、申請者と県と協議の上、随時指導していきたいと思っております。

す。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 今答弁で、随時指導をやっていきたいというふうな答弁をいただきました。この23年度の県の耕作放棄地解消緊急対策事業の要綱の中にも、景観に配慮すべきケースというやつも条件としてのっているわけです。これをちょっと読みますと、国道・高速道路・自動車道を含むということで、県道の道路の端から概ね100メートル以内に存在する場所というふうに書いてありますけれども、これは景観を重視すべきことじゃないかというふうに思っております。いろんな項目がこれに謳われておりますけれども、やっぱり私としては、4件申し込みされて、3件の方は高齢者にもかかわらず、ぴしっと復元をし、植え付けを23年3月31日までに完了をされておるわけです。いろんな作付にはアスパラとかレンゲとかタケノコとかレモンとか野菜類とか、いろいろな作付を明記してありますけれども、こういう1件が復元をして作付をしないということになりますと、この氷川町にとって、今後耕作地が出た場合、県の補助、いろいろに私は影響が出るんじゃないかというふうに思いますが、局長、その点はどうですか。

○議長（笠原良一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（梅田光義君） 先ほど随時と言いましたのが、この申請者の方が作付をレモンとアジサイ、その他野菜というふうに申請されております。それで、果樹になってくればこっちの勝手なあれかもしれませんけれども、12月から1月、2月の時期に植えないと夏に植えては枯れるという恐れもありますので、随時という言葉を使ったわけなんですけれども、申請からいけばもう1年ほど遅れておりますので、早急に植えて、あと日にち等設定しながら指導を行っていきたいと思っております。それで、一応24年度の要綱で返還が、今度は新たに謳われておりますので、返還させることがあるという言葉を使ってありますので、植え付けを全部してもらって、状況報告をしたいと思っております。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 今の答弁で補助金の返還もあり得るというお話でございましたけれども、補助金を返還すればいいというような、私はこれは問題じゃないと思うんですね。やっぱりなぜ、できないのならば変更計画を出してぴしっとされなかったのかなというふうに思います。これにも変更計画を出さないというふうに謳われておりますので、その変更計画は出ておるんですか。

○議長（笠原良一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（梅田光義君） 変更計画は出ておりません。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 変更計画も出ていないと。これも役所としては怠慢じゃないかというふうに思います。私は最初はたしか農業振興課の方で扱っておったのですね。4月から農業委員会の方で扱われたと思いますけれども、引き継ぎ、いろいろはしっかりできていたんですか。私はその点で非常に疑問を感じているわけです。この県の要綱から言いますと、事業主体、これは市町村または農業委員会とするということで謳われておりますが、農業振興課の方も農振の関係上扱われたのではないかと思いますけれども、ここのところはどうですか。ぴしっと引き継ぎもされたんですか。局長、お願いします。わからなければ結構です。

○議長（笠原良一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（梅田光義君） 担当者同士でちゃんとした事務引き継ぎはやっております。4月以前は農業振興課の方で担当しておりましたけれども、23年8月の末に町長名と農業委員会の会長名で、先ほど言われましたように指導を町長名、農業委員会会長名、やっております。先ほどの、24年4月12日、これは農業振興課の方とうちの担当と打ち合わせ、町長名で早急に作付をしてくださいという指導をやっていたんですけれども、今思えばそのときに日にちを制限して5月なら5月、6月なら5月いっぱいまで作付をしなさいというふうに指導をした方がよかったのかなと思っております。その後、4月25日農業委員会がありまして、農業委員21名おられますけれども、十数名ぐらいで現地を見にいっております。そのときに、たまたま会いまして、農業委員さんの方が口頭の方で指導も行っております。それで、うちとすれば、そのような指導をやっておりますので、近いうちにはできるのかなと確信しております。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 今局長の方から答弁をいただきまして、大体わかったところでございますけれども、もう一つお尋ねをしたいことは、この1年に1回報告をしなさいということになっておるわけです、書類上。それで、その報告が4件ともぴしっとできているのか、できていないのかをお聞きをしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（梅田光義君） 1件を除いて、全部できております。平成21年度実施ですので、22年、23年、2年間は報告してあります。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 今報告もできているということでございました。それで、今後指導をやっていきたいというふうに本町の方からも指示が、今答弁がございましたが、この件について、町長はどういうお考えでおられるかをお聞きをしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 耕作放棄地解消につきましては、私ども氷川町の大きな課題でございまして、そういった事業に取り組んでいただいているということにつきましては、大変ありがたく思っております。そういった中で、ただいま農業委員会事務局長がご報告申し上げましたとおり、当初の計画どおり事業ができていないところが1件あるというように私どもの方にも報告をいただいているわけでございますし、先ほど議員の方から行政指導がよろしくないんじゃないかというお叱りの話もございましたが、私どもとしましては適宜指導をしてきたつもりでございますし、あとはその当事者の方がしっかりとこの事業の重要性というものを認識をいただいで、計画どおりの事業を進めていただくことを期待しております。

先ほど、議員の方からご心配のお話がありました。今後、この事業を続けていく上でそういった計画どおりできない案件があれば国・県の補助が受けられないではないかというようなご意見もありましたが、ペナルティの部分でございましょう。そのどこまで国・県が見るかわかりませんが、私どもとしまして当然申請をしてこの事業をやるといって計画を出した以上、その計画をきちんと履行していただかなければ、私ども氷川町としての面目も立たないわけでございますので、そのあたりは今後とも強く指導をしてまいりたいと思っておりますが、要は、きちんと期限を切って、いついつまでという指導もしてきたわけでございます。先ほど局長の方からは、この期限を切っておけばよかったという話はありませんでしたが、その前にちゃんと期限というものはあるわけでございますので、当然当事者の方もいついつまでということをご承知のほうでございまして、そこはきちんと履行していただかなければならないと思っております。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 今町長の答弁をいただきまして、やっぱり期限まではぴしっと履行していただきたいという答弁でございましたので、今後、この耕作放棄地の解消に最善の努力をしていただきまして、やっていただきたいというふうに思っております。

最後に、私はこの耕作放棄地のところも見てまいりましたが、自分の補助も受けずに自分の力でやられているところもあります。景観からいろんな、きれいにやられております。もうたしか3月いっぱいぐらいでミカンも相当植えられておるところもあります。やっぱりそんなに努力をされる方は努力をされるんです。やっぱり補助をもらった以上は、町に迷惑をかけたらいかんという、その認識を忘れてもらっては、私は困るのではないかなというふうに思います。今後、農業委員会の方で

担当されると思いますけれども、これは最善の努力をしていただいて、耕作放棄地がないように努力をしていただきたいというふうに思っております。1項目めはこれで終わりたいと思います。

○議長（笠原良一君） これで質問事項1を終わります。次に、質問事項2、竜北公園の遊具整備についての、アからイまで、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（前田昭雄君） それでは、三浦議員の質問事項、竜北公園の遊具整備について、お答えします。

項目が2項目あります。まず、アの遊具等を再整備する考えはないかとの質問ですけれども、質問にもありましたように、竜北公園は平成22年4月に開園しております。3年目を迎えておりますが、現在設置されている遊具ですけど、ローラースライダーとありますレッドドラゴン、それと岩登りのグリーンドラゴン、ほかに遊具ではありませんけど健康器具があります。ご質問のとおり、当初計画では、幼児用の遊具と、もう一つローラースライダーのレッドドラゴンと相對するような遊具がありました。そのほか、また5月に質問にありましたように、町政懇談会を開きました際にも、小さな子どもが遊ぶ遊具、それが少ないという意見が出ました。今、質問、意見が出ましたので、竜北公園ですけど、竜北公園の特徴といたしまして傾斜地が多いのが特徴になります。平坦な空間が少ないという特徴がありますので、子どもからお年寄りまで遊べるレクリエーション施設という形で目標を立てています。そのためにも、先ほど質問がありましたように、幼児用の遊具、それなどを含めて竜北公園の特徴にあった整備が検討できればと考えています。

続きまして、イの来園者を増やし、地域活性化を促すための公園のあり方をどのように考えているかとの質問です。現在、竜北公園で町のイベントを開催しております。それには、梨マラソン大会や竜北道の駅ウォーキング大会を開催しておりますし、また平成24年度は氷川まつりの開催を予定しています。そのほかにも、他団体の開催行事なんですけど、スリーデーマーチや親父バンドコンサートなどを開催いただいておりますし、利用を図ってもらいます。また、幼稚園や小学校の遠足などにもいろんな面で利用いただいております。

来園者を増やす工夫ということですが、先ほど、アの質問でもありましたように、遊具の整備もありますし、ウォーキングセンターの活用方法も考えられます。また、竜北公園自体が桜もありますしアジサイもありますし、自然の景観を楽しむこともできる公園となっています。加えて、昨年道の駅竜北と竜北公園が歩道橋でつながっております。そういった形で道の駅竜北との連携も考えられますし、立神峡公園もツーリズムで連携が考えられます。そのような形でいろいろな面から竜北

公園の活用を考えて、来園者が増えることで、町内外の来園者と町民の交流ができて、地域の活性化、それができていけばと考えています。

以上です。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 今課長の答弁で、いろんなイベントやいろいろがあるということをお答えいただきました。私はこの竜北公園の遊具整備についてということで、この一般質問の前に八代市の坂本の遊具も見てまいりました。東陽村の遊具も見てまいりました。そして松橋の遊具も見てまいりました。非常にこの3つについては、子どもの遊ぶ場所が非常に遊具が多いということで、日曜日ではございましたけれども、多く来ておられました。うちの竜北公園については、目玉といえばローラーライダーぐらいかなというふうに思っております。これは、私の友達がこの前子どもを連れて遊びに来まして、道の駅に行って、こうして公園がある、子どもの遊ぶ場所もあるけん、行こうやと言うて、この竜北公園に連れてまいりました。ローラーライダーを2回ぐらいすれば、もう子どもはあいて「帰ろう」と言うんですね。非常に遊ぶ場が少ないと。それで私はこういう遊具の設置についてということで質問をしたわけですが、やっぱりその遊具をつくるスペースというやつも下にはもうあまりないわけです。一番頂上につくるか、子どもの遊ぶ場所というのは、一番頂上のグラウンドがありますけれど、あの辺につくるか、そういうことを考えなければ、今から子どもたちをあの竜北公園に呼び込むということは少し難しいのではないかなというふうに思っております。

そして、ウォーキングセンターがありますので、そこで私先ほど言いましたように、紙芝居や本の朗読会とか絵本の設置などをすれば、親と一緒に絵本でも見れば、また遊ぶ機会があるんじゃないかというふうに今思っておるところでございます、実質。要するに、部落座談会でも非常に遊具が少ないと、子どもが遊ぶ遊具が少ないということも座談会でも出ました。

そこら辺で、町長にお聞きしたいのは、もう少し遊具を増やしてもらえないか。財政上、非常に厳しいことはありますけれども、せつかく何億円もかけて整備した公園ですので、必ず道の駅と連動をした費用対効果というのは私は出てくるのではないかなあというふうに思いますが、町長、その整備について、お考えをお願いいたします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 竜北公園につきましては、開園をして今2年を経過いたしました。その利用状況につきましては、先ほど課長からお話をしたとおりでございますし、そういった経過の中で今年の町政懇談会、数ヶ所の懇談会で議員ご指摘の

幼児が楽しめる遊具が少ない、どうにかならないかというご意見は確かにいただいたところでございます。問題はやはり財源的なもの、それからどういった遊具が本当に親しまれ利用されるのか、そういったものは先ほど課長が申しあげましたとおり、公園の特徴に合った整備の仕方というのを検討する必要があるだろうというふうに思っておりますので、その点につきましては今後の利用状況も含めまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、ご心配の来園者を増やす方法はということでお尋ねもありました。課長が申しあげましたとおり、今年度からウォーキングセンターを氷川ツーリズム事業の拠点という形で位置づけておりまして、受付の職員がその事業につきましても併用して、その事業を進めていくということにいたしております。当然、それぞれの町内の組織・団体との連携も必要でございますし、先ほどご質問にもありました立神峡、素晴らしい公園があるわけでございますので、そういったところとの連携を図りながら相乗効果を上げるような利用の仕方というものを検討していかななくてはならないというふうに思っております。

先ほどの施設につきましては、今後大いに検討させていただきまして、皆様方のご理解をいただけるならば、そういった整備も暫時進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） 今町長の答弁の中で、皆様のご理解ができればそういうことを考えていきたいという答弁をいただきまして、竜北公園に子どもたちを呼び込ませるための一つの施策ではないかなというふうに思います。それで、非常に財源は厳しい中でございますけれども、せっかく立派な竜北公園というものがありますので、ぜひ今後検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、商工観光課長にお尋ねをしたいと思いますが、今ウォーキングセンターの中には子どもの遊ぶようなところはないですね。

○議長（笠原良一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（前田昭雄君） ウォーキングセンターの中の話なんですけど、子どもの遊ぶ場所はありません。ただ、ウォーキングセンターには伝統的工芸品とか古墳の出土品、それに特産品ですね、そういったものを展示してあります。

以上です。

○議長（笠原良一君） 三浦議員。

○1番（三浦賢治君） そこを課長、絵本とか子どもが寄って楽しく、そういう絵本とか親と一緒に遊ぶ場をウォーキングセンターの中が空いていれば、ぜひそういうものも設置をしていただきたいと、私は思っているところでございます。

一応、検討すると、この竜北公園の設備については検討しましょうというようなご回答でございましたので、ぜひそれが実現しますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（笠原良一君） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これで昼食しますが、昼からは、さっき控え室でもありましたが、1時30分からでいいですか、1時からしますか。

[「1時30分から」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） はい。そしたら1時30分、お願いします。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、江寄議員の発言を許します。

○3番（江寄 悟君） 3番議員、江寄です。通告に従いまして、一般質問を2項目させていただきます。

まず初めに、先日配られました5月号ですけれども、この広報ひかわで、24年度の氷川町の施政方針について、町長の方から3ページにわたって町民の皆様の方に指針が示されたところです。これについて町民の皆さんが読まれて、熟読されていることと思います。そこで藤本町長の、この施政方針に掲げられています「幸せを実感できる氷川町の創造」について、町民の皆様からご意見、ご質問を受けましたので、今回一般質問をさせていただきたいと思います。

昨年のタイトルは「夢と希望の持てる氷川町の創造」でしたが、どのような夢と希望を町民の皆様を持たせていただいたのでしょうか。また、サブタイトルに「新たな挑戦への再出発の年」と位置づけられていましたが、どのような挑戦をされ、どのような再出発をされたのでしょうか。その23年度の施政方針の採点として、町長自らどのくらいの点数だったのだろうかというふうに私は思うところですが、その23年度分について、町民の皆様はその成果や実績が今回公表されていませんけれども、町民の皆様はぜひ知りたいというふうに言われております。

さて、本年度は幸せの実感を創造したいと表明されています。一番創造したい、幸せが実感できるものというのはどのようなものなのでしょうか。また、「解決課題に向けた実践の年」というふうにサブタイトルで謳われています。この氷川町に、この24年度どのような課題があり、それを解決しなければならないのかということをお教えいただきたい。

施政方針の各項目は、昨年と同じ5項目について述べられております。各項目について、それぞれ項目ごとに通告しておりますので、その答弁をお願いしたいと思います。

次に、2番目の氷川町道路整備基本計画が提示されました。氷川町民の皆さんにとって大切な大切な道路整備基本計画です。生活の一つとしてこの整備基本計画は欠かせないものだと思っております。そういうふうなものを今回藤本町長の手でつくられました。それを提示されましたが、その中身を精査をさせていただいたところです。今後の道路整備には本当に欠かせない重要な計画ですので、5項目について質問を通告いたしました。

ア、策定協議会の内容について。この策定協議会は、どういうメンバーで何回開かれたのでしょうか。また、イの計画の基本的考え方ということについて、この中に、この基本計画の中に謳ってありますけれども、それについて、再度ご質問をしたいなというふうに思っております。

それから、選定路線の優先順位、これが今回提示されました。既設道路・新設道路、それぞれ10年以内に整備しますよ。20年以内に整備しますよ。30年以内に整備しますよということが書いてあります。この基本計画の冒頭に書いてあるのは、この10年間を目安として基本計画をつくります。ですから、20年までにつくります、30年までにつくりますというものは基本的にはこの少なくとも道路整備には着手しない路線というふうに考えていいのかなと思っておりますが、その優先順位の設定方法について中を読ませてもらうと、どうも合点がいかないところがあるので、それについてご説明をいただきたい。

既存道路の整備方針についてですけれども、これは庁内策定委員会の中で議論されて、町民の皆様アンケートがとられています。そのアンケートで一番多い要望があったにもかかわらず、その既存道路の整備方針の中にどこに謳われているのだろうかという、その基本計画の中に、どこに謳われているのかなというのがありましたので、エの項目を入れております。

最後に、新規路線の設定、これは10年以内で1本しか掲げられておりません。それもAランク、非常に重要なランクで、この1本だけはやるよという路線が設定されております。それまでの計画の段階においてはBランクであったのが、計画の最後になって、一番最後になってAランクに格づけされております。これについては、道路基本計画概要の説明のときに担当課長の方にご質問しておりますので、多分回答いただけるのかなというふうに思います。

以上、2項目についてご質問させていただきます。

○議長（笠原良一君） 江崎議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行いま

す。質問事項1の「幸せを実感できる氷川町の創造について」のアからウまで、答弁を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 江崎議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。行政経験の長い議員さんからの質問でありまして大変緊張しますけれども、私の思いというものをぜひくみ取っていただければなというふうに思っております。

まず、平成23年度の報告あるいは自分で採点して、どんなものかということでございますが、これは1年間を通しまして、それぞれ町民の皆様方が私の行政運営あるいは行動・言動につきまして、それぞれ見ていただいておりますので、その評価につきましては、もう町民の皆様方の評価にお任せをしたいというふうに思っておりますし、こういったことをやったのかという、そういった情報が欲しかったんだという方につきましては、今後、何らかの形で施政方針、議会の中では3月の議会で検証と24年度の施政方針ということで、お話をさせていただいたかと思っておりますけれども、そういったことも町民の皆様方にも伝わるような形で出していきたいと思えます。まずは、もう広報誌が出ましたので、私の町長室というホームページの一つのコラムがございます。そういった中で議会で3月に出しました23年度の報告につきましては、ぜひ載せて見ていただければなというふうに思っております。

さて、今回お尋ねの、まずアでございますが、町民の幸せのために氷川町で何を一番創造したいのかというご質問でございます。幸せ感というものは、それぞれ町民の皆様方お一人お一人が違うものでございまして、それを私ども、あるいは町が「これでどうだ、幸せだろう」というようなことは、なかなか言えるものではないと思っております。それぞれ町民の皆様方が氷川町に生まれてよかった、住んでよかったという、そういった幸せ感というものをそれぞれの立場でお感じいただければなというふうに思います。そのために、何をやらなければならないのかというのが、後にもかかわってまいります課題の部分だろうと思っておりますが、私はいつも言っております。「安心して暮らせ、幸せを実感できる町を創造したいんだ」ということでございまして、幸せを実感する前提といたしましては、安心して暮らせる町、これが大切であろうというふうに思っております。じゃあ、安心して暮らせる社会・町とは何ぞやと、これは議員が一番ご承知でございます。そのために、町があり行政があるわけでございますが、あらゆる分野でそれぞれの課題を抽出し、その課題解決に向けて頑張っているわけでございますので、そういったものに一つ一つたとえますとなかなか数え切れませんが、基本的には衣食住、それを支えます家族があり、健康であり、仕事・経済力があるというものが大切でありましょう。安心安全な社会生活の環境、道路、上下水道、あるいは治安というものも必

要でありましょう。そういったものがすべて総合的に満遍なく事業を進めていくことで、そういった安心して暮らせる社会というものが構築されていくのかなと。その延長線上に幸せと感じていただけるような町が創造できるのかなというふうに考えているところであります。

この前の6月の課長会議で、西尾課長の方から提案がございまして、47都道府県の幸福度ランキングというのが法政大学の先生の方でランクづけがなされておりましたが、熊本県は同率の5位でございますが、6番目に位置づけされているのですが、上位、福井、富山、石川が1、2、3位でございます。鳥取、佐賀、熊本の順番でございます。その次に長野が出ております。全国で5位、6位という位置にあるわけございまして、その熊本の中で氷川町はどのくらいに位置づけできるのかなというのが少し不安と期待があるところでございまして、そういった数字的に出したランキングというのもあります。これは40項目のそういった指標をもとに、例えばでいいますと出生率、未婚率、転入率とか、交際費比率とか、多分個人の交際費だろうと思いますが、持ち家率とか、そういった家庭生活、生活家族の部分で9項目、それから、労働企業部門ということで、離職率、労働時間それから就業期間、完全失業率とか、そういった項目がございまして、また、安全安心な部門ということで、12の指標がございまして、交通事故の件数、出火件数あるいは刑法犯の件数、あるいは老人福祉費の費用、そういったものが一つの指標になっております。医療・健康部門では、9つの指標がございまして、休養時間あるいは医療費、医師の数等々、そういったすべて40項目のトータルでそのランキングをつけていっちゃうと、いわゆる数字的に出した幸福度ランキングというのがあるんですが、こういった数字的な度合いを知るというのも必要でございますが、やはり、それぞれその地域に住んでいらっしゃる皆様方が実感として感じられる幸福度を上げていく必要があるんだろうというふうに思っておりまして、先ほど申し上げましたとおり、安心して暮らせる社会、それをつくり上げるために、さまざまな分野での取り組みを今後とも進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

今のことが、イの部分にもつながるわけでございますが、どんな課題を位置づけられているのかということでございまして、先ほど言いましたとおり、それぞれの分野で課題は山積しております。もう議員が一番ご承知と思いますが、やらねばならないことがたくさんあると思っておりますので、そういったものをそれぞれの担当課でございます。課から抽出をし、一つ一つ片づけていくことが、先ほど言いました安心して暮らせる社会を築くことになっていくのかなというふうに思っておりまして、そういったものを課題として位置づけて、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

ウにつきましては、かなり範囲が広うございまして、できますれば議員の方から、個々にお尋ねをいただければと思っております。私の施政方針の中にそれぞれの分野ごとに挙げております。毎年何か変わりばえしないなというようなお話もたまには聞きます。そのとき私はいつも言っております。行政には継続性がなければならぬと。人が替わった、誰が替わったから去年とは全く違うことをやっていくという行政運営では町民の皆様方は安心して暮らせないと。そういったことを考えますと、やはり継続性というものを大事にしていきたいということで、そういった表現になっているということでございますが、その中でもやはり力を入れるところは幾つか施政方針の中で述べさせていただいておりますので、そのことにつきまして、またご質問がありましたら、再度ご質問をいただきというふうに思っております。

先ほど言いましたとおり、町民の皆様方の幸せ感、それぞれ違います。私も違いますし、江崎議員さんの幸せ感というのもそれぞれお持ちだろうと思っておりますが、それぞれ町民の皆様方がやはり先ほど、冒頭申し上げましたとおり、氷川町に生まれ育ってよかったというような町をつくるために、今後も頑張っていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 各項目については、何も町長の方からは答弁はなかったので、こちらから先に聞けということです、その分については後で聞かせていただきます。

この町民の皆さんの幸せのために何を一番創造したいのかということで、今町長は安心して暮らせる町、私もそのとおりでと思います。私がこういう氷川町であればいいというのは、暮らしやすい町。というのは、それは、暮らしやすいということは安心して暮らせる町。同感なんです。ですから、町民の皆様が安心して暮らせる町にするために、町長はこの年、この24年度というのを頑張っていきたいというふうな決意を今示されたのかなというふうに思います。

安心して暮らせる町というのはどういう町なのかと、衣食住について、就職の問題についてもそうなんですけれども、産業に就いたら農業の活性化も安心して暮らせる町にすべてが繋がっていく。そういう意味で、安心して暮らせる町をどう創造するのかというのが、あとの各項目に入ってきているのかと思います。非常に、アの1項目め、同じ気持ちでこれから先氷川町の町民の皆さんの暮らしを安心してできる、暮らしやすい町という方向に進めていってもらえるものだというふうに私は今の町長答弁でそう思いました。

次に、イの課題解決に向けた実践の年とあえて位置づけられたわけですから、各

課が持っているそれぞれの課題を指しているんだと今言われましたけれども、既に議会にも提示されている、この年、24年度じゃないと解決できない大きな問題が、課題があると思います。それが、まだ町民の皆様には提示されてない。町長の方から提示されてない。例えばごみ問題にしても、相手からの返事がないんだというところで終わっているから、今の段階では提示しようにも提示できないんだと、町長は思われているかもしれませんが、私はこの解決しなければいけない課題、24年度にはこういうものがありますというものをまず町長からこの議会内で発言していただいて、それについて今後町長がどういう方向に進むつもりでられるかというのを一般質問したかったんですよ。よろしければそのところの答弁をしていただければ。この24年度じゃないと解決できない問題があると思いますけれども、そのところはどうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今、議員の方からあえて24年度、いわゆる年度内に解決しなければならぬものがあるんじゃないかというご質問でございます。例えてごみの話をされましたけれども、そのことにつきましては、やはり早い段階で結論を出していかなければならないと思っておりますが、ただ、24年度内に解決をしなければならぬ課題ではございません。それは、町政懇談会でもそれぞれお話をさせていただきました、町民の皆様方に。昨年、一昨年、9月に八代市の市長の方から新しい施設をつくるんだ、氷川町も一緒にやってはどうかということで、口頭でお話があり、その後文書でもお話がございました。それを受けまして、私どもの方でもやはりその後どうするかという検討に入ったわけでございますが、八代市自体の計画もまだ明確にはなっておりませんし、その事業費等についてもなかなか見えてこない状況でございます。併せまして、議員の皆様方からも、本当に広域化する必要があるのか、単独でもやっていけるのではないかなというようなご提案もいただいたわけでございますので、そういったものを加味しながら今八代市さんといわゆる協議を進めているわけでございまして、それを八代市さんの方が今年度内に返事をいただかないと困るというような催促は受けてはおりません。その点は少し認識が、去年中に、「いつまで、いつまで、早く、早く」という最初は話をされておりましたが、協議を進めているうちに、少しずつトーンが下がってまいっております、去年までとか、今年までとか、いついつまでというところは、はっきりした期限は切ってございません。ただ、八代市さんの計画のスケジュールがございまして、25年度の中盤からは用地交渉等に入っていくんだということになりますと、それまでには形がはっきり見えてくるんだろうなということございまして、そういった中で、今後の工期の計画あたりに氷川町が参入できるような受け皿を持つのか持

たないのかという判断をしていただければ、私どもがいつ判断するというのが、事業の都度見えてくると思っておりまして、ごみの問題に掲げて言いますと、本年度内に必ず結果を出さなくてはならないという問題ではないと。しかしながら、そういつまでもただらだと相手の出方を待つというような行政ではいきません。私どもは私どもで、こういった部分についてどういった考えを持っていった方がいいのか、一番いい方法を選択する、私どもとしての対案というものを、案というものを持っていかなければならないと思っておりまして、そのあたりにつきましては、もう既に担当課の方でも協議を進めておるところでありますので、そのことに関して言いますと、そういったことになります。

ほかにじゃ24年度で絶対にやってしまわなければならないものがあるのかといえますと、それはやはり年度計画で事業を進めておりますスマートインターチェンジでありますとか、あるいは農業の部門のそういった年度内に収めなければならない事業でありますとか、そういったものは、後で個々に出てくるかと思いますが、ご質問で。そういったそれぞれこの24年度に事業を進めていかなければならないものにつきましては、やはり決まった年度内に終わらせていかなければならないと、それが課題といえば課題であるのかなというふうに思っておりますので、何を今年度でやってしまわなければならないということは、私の今の頭の中には、先ほど言いましたとおり、年度内の事業のための事業の実施ということ以外にはないところでございますが。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） それでは、広域の城南ブロック、これについては町民の皆様方に町長の考え方がまだ提示されていない。議会の方では話がありますけれども、町民の皆様の方にはまだ提示をやっていないと。これは、25年3月までの問題ですので、これについての町長の見解をお願いしたいんです。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 消防の広域化につきましては、今広域のそういったそれぞれの4つの広域の関係市町村集まりまして協議を進めております。前回全員協議会を開きまして、現在の進捗状況につきましては、議会の皆様方にお示しをしました。そのことが町民の皆様方にまだしっかりつながっていないよということであれば、確かに反省をすべき点かなと思っております。進捗状況、できましたら来月か再来月の広報誌にでも、今ここまで協議の項目が来ているよということはやはりお示しをしていくべきだろうというふうに思っております。

では、私として、この広域化についてどういった認識を持っているのかということでございますが、やはり費用対効果、広域合併をしなければ、した方がいいとい

う判断ができるならば、それを今見つけるために協議を行っているわけでございます。本当に広域化が必要であるのかどうか、そのメリットはどこにあるのか。確かに幾つかは出されております。デジタル化が進んでいく。やらねばならん。そのときに、広域になった方が経費が安くて済むんだと。ただ、この前の委員会に行きますと、その差が2億円しかございませんでした。2億円のためにあえて4つの広域が一緒にならねばならないのかということにつきましては、私自身も少しくエスチョンがあるところでありまして、その負担のためにあえて広域をするという理由には、私はならないという気持ちを持っております。

それから、あとは人事交流とか、いざというときの応援体制とかというのがございましたけれども、そういったものは、今でも広域の応援体制というものはあるわけでございまして、隣で人がおる、火災があつておるのに、よそを見ている消防組織であってはならないというふうには思っておりますので、そういった広域連携という部分につきましては、やろうと思えば個々にできる話でございますので、あえて4つのブロックが、消防本部が一緒にならなければならない絶対的な理由ではないというふうにも思っております。

そういったことを今、協議会の中、あるいは委員会の中で最終の詰め段階まで来ているところでございますので、そのことで言いますと、やはり判断すべき時期はもうすぐ迫っているのかなというふうには思っておりますが、私自身がまだその広域化でなければならないのかという確たるそういった確信というものをまだ持っていないところであります。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 今話を聞いて、ちょっと私認識が不足していたなというふうに思います。先日広域の方から見えて、何とか城南ブロックを成功させたいと。そのときには町長は一緒に席に座っておられなかったもので、町長の考え方を聞くわけにはいけなかったし、広域がどういう流れでやっているのかという話はうちの議員さんの、広域に行っておられる議員さんの方からも情報が入っていたので、方向としては城南ブロックの方に町長ももう賛成されていて、何とかそれをまとめたという方向なんじゃないかというふうに私は認識していたんですよ。だから、広域で城南ブロックへ合併することについて、先日の説明会の際にも、本部ができるのが八代ですから、そんなに氷川町としてもデメリットは少ないなと。ただ、広域合併するに当たっては、氷川署、氷川分署を確約してもらわないと、広域城南ブロックへの参加は当然賛成できませんよという話を前回やったんです。今の町長の話から行くと、費用対効果の財政的な中身を見せてもらおうと、デジタル化でも2億円しか変わらないから、何のための広域になるのかというような、あのときは疑問はあつ

ただけれども、県が進めることに対して、今まで町長は刃向かったことはないの
で、県の指示に従ってやられるのかなという認識を持っていましたが、もう少し私
も勉強せんといかんというふうに、今の町長の話で思ったところです。広域につ
いては、これから最終的な方向に向かっていくと思いますので、ぜひ議会の方
にも、さっきのごみの問題もそうですけれど、私たちは24年度、早い時期に早く返
事をしてやらないといけないということを知っていたものですから、24年度の課
題ではないですかと、これはもっと議会と執行部の議論をやりましょうというつも
りだったのだけれど、24年度に解決しなくてもいいんだよというふうな話なの
で、私としてもじっくりこれについてまた勉強できる時間ができたなというふう
に思います。

そういう情報を、よろしければこれから町民の皆様にも出していただければいい
なというふうに思います。

各項目に入らせていただきますけれども、活力ある産業の振興で、町長は集落営
農組織の育成、これを議会のときにも言われたし、今回の施政方針でもトップに出
ています。集落営農組織については県の方も最近独自策を出してこられて、農家1
戸当たりの平均耕作面積、平地で20から30ヘクタールまで広げる目標を持って
いる。県内に100の重点地区をこの4年間で指定したいと。独自策で集落営農組
織による農地集約するところに後押しをしますよというふうに書いてあります。本
町が既にこの集落営農組織を随分推進してきておられますが、これは農家1戸当
りと書いてありますけれども、地域の農家でする組織です。農地の集積について、
20から30ヘクタールまでの集落営農の中で、すべて今やっておられる集落営農
が20から30ヘクタール以上になっているかどうかをお伺いしたいんですけれど
も。わかりますか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まずその前に、先ほどの広域化の話を、誤解のないようにもう
一回言わせていただきますと、決して反対とかということでもございません。費用
対効果をきちんと精査した上で方向を定めるべきだということに、私も議員と同じ
レベルの報告しか受けておりませんので、クエスチョンになりましたし、私どもが
今八代広域で計画をいたしております氷川分署、計画書にのりました。その分をき
ちんと担保していただけるのかという質問もいたしました。それぞれの各広域を持
っている計画につきましては、それをベースに考えると。そうなりますと、逆にま
だまだ事業費は増える話でございます。今のデジタル化だけの話ではない話なん
ですね。そういったものが今から施設整備の計画を出す上で、今度は金の面も出て
きます。そこに負担金が、それではみんなで負担するのかと。どうするのかという問

題もまだありますので、まだ判断ができないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、今活力ある産業の振興ということで、農業部門につきましてのご質問がございました。集落営農を推進しているということで、これはやっぱり今は国・県の方向というのもそういった方向に向いております。しかし、本当にそれが現実的な事業なのかということにつきましては、これまでも十数年集落営農をそれぞれの農協さんあたりの中、あるいは地区座談会に行きましてもお話をしましたが、いわゆる計画的にはわかるんだと。机上論ではわかるんだと。ただそれに参画をする農家が、それぞれの集落で集まって20ヘクタールから30ヘクタールとなりますと、多分個々の持ち物が3ヘクタールから4ヘクタールが平均でございまして、10戸くらい集まりませんとその組織ができないと。その10戸の組織は本当に集まりができるのかとなりますと、やはりそこにはまだ大きな壁がございまして、それぞれ農家の皆様方はお一人お一人がいわゆる会社の社長でございまして、今まで隣よりもいい作物をとという形で一生懸命に、よそに負けないものをとということで頑張ってきておりましたが、これはまさに町村合併と同じ縮図なんですね。昨日までは隣同士負けないように頑張ろうと言ってきた、明日からは一緒に頑張れという話を今度は農家の皆様の組織にするわけでございまして、そこにはやはり大きな壁があるんだろうなと。しかし、今の農業の状況を見てもみますと、後継者はかなり減ってきております。一例で申しますと、梨栽培農家の皆さん方の後継者がどれくらい今、20代、30代でいらっしゃるのかと言いますと、90戸くらいあります農家のうちに多分一桁台だろうと思っております。では、今から10年、20年後はどうなるのかと。もう産地が崩壊してしまいます。そういったことにならないように、じゃ、まとまってやる方向はないのかというのを、今議論を始めたところでございまして、そのあたりにはもう少し時間がかかるのかなと思っておりますが、具体的にまだ集落営農組織がきちんと確立している地区はございませんし、これから進めていかなければならないところだろうと思っております。ただ、機械利用組合等々につきましては、いわゆるもち米団地に移行しましたとき、あるいは機械を導入しますときに、そういった組合というものができておりますので、1つの基礎になる部分はあるのですが、それがイコール営農組織になり得るのかということにつきましては、やっぱり障害があるのかなという認識を持っております。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 今日は嬉しいですね。今日は町長、本音で話してくれるから。今まではどうも本音ではないような気がしてですね。それで、この集落営農について、県は今年予算を5.5倍増やして、県内に約100の重点地区の指定をしたい

と。氷川町としては手を挙げる、または手を挙げている、そういう何かありますか。

○議長（笠原良一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） 今のところ、国・県あたりからそういった指定地区あたりの打診はまだ受けておりません。以上です。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） それで、集落営農の考え方を少し変えて、私思うんだけど、それぞれ作物、イチゴ、トマトみたいな作物が本町の方ではつくられております。そういう大切にしなければいけない品目だと思うんですよ。そういうトマトとかイチゴの団地をつくって、そこに集落営農をしていただく。そこにそれに必要な倉庫とか機械をそばにつくって、そういう団地化するというのも一つの集落営農の方向性ではないかというふうに思いますけれど、そういう集落営農、品目別の営農集落あたりを考えたらどうだろうかというのが1つ。それから、もう一つは、今それぞれに各市町村において、新しい作物を頑張っ、その地域に合った作物を研究している市町村があるんですよ。そういう産学官において、氷川町においても、氷川町のこの地域における新しい品目をやる、そういうふうな作物の導入というものを考えたらどうかと。いろいろあるんですね。私もあまり品目としては知らないんですけども、アマとか粟、キビ、ゴマ、コリアンダ、こういうのをやっているところとか、それから大石町でやられているジネンジョとか、何かそういう研究を少し予算化されて、農家の方たちに、農家の方たちも、「ああ、こういうのをひとつつくりたいな」というような案を持っておられるところもあるわけですから、そういうものを町がバックアップしてやるような、そういう新作物の研究を押し上げていくみたいなことも、ひとつ町長として考えていただければなと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。2項目についてお願いします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） ありがとうございます。今日は先輩の提案型の一般質問ができておまして、大変嬉しく思っております、はい。最初の集落のあり方、営農のあり方という形のあり方なんでしょうけれども、極端に言いますと、今形としてはそういった形がもうできているんです。イチゴにつきましては、いわゆる網道地区に、あの地域で中網道、東網道、あるいは鹿野地区までが1つの団地なんですね。個々ではありますけれども、集まりとしましては、そういった団地ができている。それを同じ目線で共同出荷をされている。そこには詰め方もレベルも同じところで集出荷をされて、販売をされておりますので、形としてはできているんですが、先ほども言いました、営農、いわゆる経営という部分につきましては、まだまだ個々

なんですね。それが個々でできるうちはいいんですが、個々でできなくなる時期がくるだろうと。そのときにはまとまった方がいいよというのが、今私どもが訴えております集落営農組織でございまして、形としてはそういった全体的な形はできております。梨も一緒でございまして、あの地域にしかできておりません。晩白柚あるいはかんきつにしましても、その地域にしかございませぬ。そういった、いわゆる形はできているんですが、営農の組織、いわゆる経営の部分につきましてのまだ踏み込みがなかなかないということでございまして、そこをどう踏み込んで形づくっていくのかというのをやっぱり進めていかなければならないというふうに思っております。

それから、新しい作物の導入、これもまさに必要なことであろうと思っております。今、見ていただきますとわかりますとおり、農地が空いております。い草をつくって米をつくられる。これは2作はできますが、米1作の圃場がかなりございまして。もったいのうございまして。やはり2作つくりませぬと、農家の所得にはつながりませぬ。そのときに、じゃ、露地野菜ではなかなか収入が上がらない、だからできないんだ。あるいは施設園芸には、施設の投資があるからできないんだといったときに、今おっしゃいました、こういった作物が導入できるのかというのは、大いに研究すべきだろうというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 江崎議員。

○3番（江崎 悟君） 次に、安心して暮らせる福祉の町づくりについて、町長はこう言われています。少子化及び定住促進対策として、継続して医療費の無料化を中学3年生までを対象としました。その少子化及び定住促進対策と医療費の無料化、ここはどういう関係をもってこうなるのかというところを、町長、ひとつお聞かせ願いたいなと思うんですが。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 医療費につきましては、去年、一昨年から中学生までを無料化をいたしました。これはやはり子育て支援という側面と、それからやはり住みたくなる町という側面があると思っております。他の町村からしますと、「わあ、氷川町は医療費が中学校3年生まで無料化できているんだ。いいなあ、住んでみたいな」と思っていたら、移住していただければよろしゅうございまして、そういった観点で、先ほど言いました少子化と定住促進対策という位置づけをしているところではございまして、少子化につきましては、じゃあ、それが子どもを産み育てる環境に直接つながるのかとおっしゃいますと、なかなか直接的にはないかもしれませんが、間接的にそういった環境があるということにつきましては、少子化対策になっているのかなという認識を持っております。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 町長、これは定住促進対策と医療費の無料化で、一つ知っていた方がいかなと思うのが、住民の方からこういう話があったんです。うちは中学校3年まで医療費が無料だから、高額医療を受けている子どもがあそこは無料だから氷川町に入ってきたい。要するに高額医療と、非常に病気が難病の皆さんが、高額医療費はもらえるんだけど、差額全部、要するに1円もなしに氷川町に来れば医療が受けられる。だから、そういう人が他町村よりも本当に今住んでいる人にとっては中学校まで無料というのは非常にいいんだと。ただ、他町村に住んでいる人が、それを聞いて、そういう非常に難しい病気を持った人が氷川町に住みたいという話を聞いたんですよということを聞きました。だから、外から入ってくる、医療費が無料だから入ってくるという方たち、中学校まで無料だから入ってくるという方たちが健康な子どもではなくて、そういう子どもが入ってきたい、そういう町になってはいないんだろうかなという町民の人の心配がありました。これは、言われてみればそうかなとも思います。それによってまた国保税が上がることだってある。だから、中学校3年生まで、今住んでいる人には対象になるけど、入ってきて5年しないと対象にしないとか、そういうことも考えたらどうかというふうに言われたので、こういうこともありますよというのを、町長ぜひ知ってほしいなと思います。そこは当然知っておられましたよね。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） そういったお話は初めて伺いましたし、そういった実態があるのかどうかというのを、担当課の方でその把握ができるかどうかわかりませんが、そういった町民の皆さん方の疑問、ご不安があるのなら、そういったところはぜひ担当課の方で1回検証させていただきまして、機会がありましたら、それがストレートに、そうだからここに来られたと断定することはなかなか難しゅうございますが、ただ、いずれにしましても、そういった町であつてもきちんとそういった方々を支えきる町であればいいわけでございますので、やっぱりその点はしっかりと考えていかなければならないかなと思っております。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 次に、人を育む教育の振興において、私、前回高校の誘致等を考えたらどうでしょうかという話をしました。それと、小中高一貫教育も含めて、小学校・中学校の一貫教育も話をさせてもらったところ、教育長から突飛なことだから、それはもう全然考えるに値しないような話があつて、そして町長も教育委員会の言ったことを支持しますという話があつたわけですけども、私は検討に値するというので、すみませんがもう一度話を聞かせてもらいたいんです。最近、あ

さぎり町あたりが旧5町村の5中学校を統合したんだと。今、小学校・中学校で非常に問題になっているものも含めて、今時期尚早だという話じゃなくて、検討に入るべきじゃないだろうか。小学校3校、中学校2校ですよ、本町において。そういうやるやらないは別として、検討に入って住民の皆さんの意見を聞く。そうしないと、今のままで行くと子どもが、先ほど少子化と町長は言われましたけれども、子どもが減って、それこそ先生が減るんです。クラスが減って、先生が減って、そして専門の先生がどんどん少なくなっていく。教育長の回答の中で、小中連携をやる。音楽にしても英語にしても、中学校の専門の先生が小学校で教えるというのは、非常にいいことなんだと。そのときには理科の先生だったかな、いいことだな、なかなか身につきますよと。そういうものを今からこの小中一貫、高校を誘致して小中高一貫みたいな、これからの氷川町の教育をどうするのかという、そういうビジョンを町長に持っていただきたいなと。今のまま、改築するだけではなくて、そういうビジョンを持っていただけないかなと思うんですけれども。そのところはどうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 町政懇談会で回りましたときに、合併につきましてのご心配の声もございました。中学校が1つになるのではないかと、小学校が合併して、少子化、子どもが少なくなってきたから一緒になるのではないかと、というご心配の声もいただいたところでございますが、今はまだそういった時期ではないと。ですから、今やるべきことをやっているんですよ。施設をきちんとやっているんですよということを申し上げました。その上で、今のような将来にわたっての教育ビジョンあるいは学校のあり方を検討することはやぶさかではないと思いますし、大いに教育委員会を中心に、これを私が合併ありきとか何とかありきという話になりますとまた物議を醸し出しますので、まずはそういった教育の現場でそういったことを検討されることはやぶさかでないと思っております。

また、高校につきましては、これまで隣町に氷川高校という普通高校がございました。残してくれと大いに私どもも署名活動をし、お願いをしました。結果として、統合し、八代清流高校、新しい高校ができることになりました。学舎もその南の方に移ることになりました。大変残念なことだと思っております。やはり、近くにそういった教育機関があるということは、やっぱりそういった環境、いわゆる教育環境としてはいい環境が整うわけでございますので、あのときもう少し頑張っていればよかったなという思いもございますし、今、球磨の方でも多良木高校を存続に向けて各町村長さん、大いに今教育委員会の方をお願いに行っていらっしゃるというふう聞いております。これまで努力をしましたがけれども、そういった結果

になっている。じゃ今後、氷川町に高校をとという話に即なるのかということにつきましては、先ほど言いましたとおり、やはり全体的な構図として検討していく必要があるだろうと思っておりますし、そういった議論を始めることにつきましては、全くやぶさかではないと思っておりますが。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 現状維持のままいけば、10年遅れるんです。まちづくりというのは、現状を維持していくというのは、そこに足踏みしていることに、私はなると思うので、ぜひそういうものを議論して、そして合併両論あると思うんです。本当に中学校が2中学校が合併することに反対・賛成と。じゃ反対はどういう反対なのか、賛成はどういう賛成なのかを議論して、そして氷川町の子どもたちにとって一番いい中学校のあり方、小学校のあり方を教育委員会も含めて検討していただきたいなというふうに、問題提供しなければ現状維持のままではやっぱりいけないんじゃないかなということで、今回、前回は質問させてもらったんですけども、今やらせていただいたところです。

次に、安全で快適な生活環境のまちづくりにおいて、町長はクリーンエネルギー対策とかごみの広域処理、これは先ほど質問させていただきましたので、クリーンエネルギー対策で、今回ソーラーに対する補助金制度を設けられました。安全で快適な生活環境のまちづくりということで、私は生活環境の中に上水も下水もあります。ごみもあります。今回、その太陽光発電について、これも今は九電一本、選ぶことができない。これは公的なもの、公共的なものだというふうに思うんです。この電気を氷川町においてはうちの町ですべてを賄って、すべての電気はうちの中でやると。先ほど原発の問題ありましたけれども、そういうのはうちとしては「原発ゼロでいいです」と。うちはこういう構想を打ち上げました、氷川町メガソーラー整備構想。3,000世帯、家は2,000幾らかぐらいですけども、氷川町の屋根にはすべて太陽光発電が乗ります。これを、氷川町のメガソーラー整備構想を打ち上げて、氷川町特区、または氷川町のモデル事業としてこの事業を国・県、氷川町の電気は氷川町ですべて賄います。それぞれの家に乗せてください。それぞれの家で、乗せます。個人ではいいです、電気代だけでいいですと。そういうことが既に可能になってきているんです。今まではメガソーラー事業というのは、大手の太陽電池のメーカーの方が、それぞれの市町村に行って、場所を提供してください。そこにメガソーラーをつくれます。提供したときには、固定資産税を5年間無料にしてください。吉野ヶ里遺跡のそばにつくろうとしたところが、景観がおかしいよというようなことで、随分今反対運動が起きていますけれども、本町においては、そういう場所提供、全世界にそのソーラーを町で乗せると。だから、企業の皆さ

ん、国の皆さん、県の皆さん、協力してくれませんか、本町は本町ですべての電気を賄います。そういう氷川町メガソーラー整備構想を町長どうでしょう、打ち立ててもらえませんか。そういう事業ができるのかできないのかも含めて、検討していくというのは非常に大切だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まさにクリーンエネルギー対策ですね。時代のニーズであろうというふうに思っておりますし、それを受けて、私ども今年度からわずかではございますが、補助をさせていただくという補助事業に取り組みました。今メガソーラーという話をされました。全世帯にそれを町が取り付けてやって、後は電気代は自分たちで、それで賄っていきこうというような話ではできないかということでございますが、どのくらいの事業費がかかって、どういった政策が使えるのか、当然担当課の方に協議をさせたいと思っております。

併せまして、この前八代生活環境事務組合の局長がまいりましたときに、今のごみの話がだんだん進んでいます。当然、仮に広域化をやったと、そうしたときには今のごみ処理場、あの施設をどうするのだ、跡地をどう使うのかという問題もありますねという話をしました中で、今、最終処分場、グラウンドが2つぐらい、もう既にできております。今3つ目の最終処分場が、今2つ目になって、あそこにもまた2町歩ぐらいあるんですかね、2町か3町あると思います。すべてを投入します。あるいは、今クリーンセンターの本体がございます。解体しなくちゃなりません。その跡地はどうするのか、全体をトータル合わせますと相当の面積がございます。そういったところは利用できないのかというような話をしまして、ちょっと研究をしてくださいという打診はいたしております。しかし、あの場所は八代市と氷川町の共有のものでございますので、八代さんともご相談をしないままではなりません、先ほどのごみの広域化の話を進めていく上で、跡地の活用、どう使うのかという部分につきましては、今の部分も一つの活用の方法ではないかなと、私自身も思っておりますので、先ほど議員が言われました各世帯に乘せるという一つの方法、あるいはそういった場所を活用して、その部分である程度の町内の電気を賄うんだという方法、そういった幾つかの方法も考えられると思っておりますので、そういったことにつきましては、大いに研究してまいりたいと思っております。

○議長（笠原良一君） 江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 1番、終わります。

○議長（笠原良一君） 質問第1項を終わります。次に、質問事項の2、氷川町道路整備基本計画についての、アからオまでの答弁をお願いします。

建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） 江寄議員さんのご質問のAについて、お答えいたしたいと思います。

氷川町のまちづくりの基礎となり、地域産業の振興を図る広域的な幹線道路の整備計画及び町民の利便を図る、暮らしを支える町的生活幹線道路整備の基礎となる整備計画を策定することを目的とする協議会を設置いたしました。道路整備基本計画の策定に関する事、その他、道路整備計画に係る重要な事項に関する事の審議等を行う組織でございます。会員は15名、町長、JA八代北部営農センター長、農業委員会会長、商工会会長、竜北漁業協同組合長、教育長、教育委員会の委員長、氷川町PTA連絡協議会会長、文化財保護委員会代表、総務財政課長、総務振興課長の15名で組織をいたしております。それと、計画策定に係る審議を2回ほど行っております。また、幹事会組織を設けておりまして、課長、事務局長のメンバー10名で3回ほど幹事会を行っております。

進め方といたしましては、合併後の道路網や交通環境において、合併前の地域別格差の道路行政がそのまま継続している状況であるため、合併後において、町が抱える町道の整備に対する課題等を踏まえ、住民や地元の意見を聞き、町民生活における交通環境の改善や産業の振興を図るとともに、限界集落の孤立化、救急医療対応や弱者支援などの社会基盤として構築する道路網を検討し、住民ニーズや地域の特性、道路の特性、ネットワーク特性に対応した評価指標を設定し、客観的な整備優先順位を明確にいたしまして、今後10年それ以後を見据えた道路整備計画、将来的に必要な新規路線も検討を行ったところでございます。

続きまして、イの方にまいりたいと思います。計画の基本的な考え方につきましては、3つの方向性、まず地域の一体的発展を誘導する道路網の整備、2点目に産業活動を支援する道路整備、3点目に、安心安全な道路整備を設定しまして、その方向性と町道の果たすべき機能・役割を踏まえて整備基本方針を6つ挙げました。

1つ目は、国道3号、県道14号八代鏡宇土線、338号八代不知火線へ連絡する、地域の一体的な発展を図る東西横断方向の道路整備。2つ目に、暮らしと健康の拠点、役場周辺、まちづくり中心拠点、宮原振興局でございますが、それと産業の振興拠点、道の駅周辺、環境学習拠点、立神峡公園、それとスマートインターチェンジ、文化財などを結ぶ町内ネットワークを形成するための道路整備。3つ目に、各集落内において、安全性の向上と災害時の緊急避難や輸送ルートの信頼性の向上を図るための道路整備。4つ目に、有佐駅、小川駅、バス路線などの公共交通機関へのアクセス道向上を図る道路整備。5つ目に、小中学校周辺や高齢者の多い地域において、交通弱者に対応した道路整備。6つ目に、役場周辺と宮原振興局周辺の都市機能向上と集散の利便性の向上を図るための道路整備につきまして、これ

を基本方針といたしまして、基本的な考え方をもってこれを挙げております。

それから、ウでございます。選定路線の優先順位設定方法につきましては、先ほどの6つの基本方針を整備対象路線として抽出いたしましたが、この必要性の評価、整備必要度方針で重複して抽出した数、それから住民意向調査をもとにした貢献度が大きいか、少ないか。対象路線の延長や必要な整備水準に対する現在での改良度・事業費の大小によりまして算定数値を設定いたしまして、4つの範囲、A、B、C、Dの優先度をつけました。その結果、また最終的には、町総合振興計画、事業を既に実施している部分とか、関連事業につきましてはの路線については、最終的な優先度をつけております。

エにつきましては、既存の道路整備方針につきましては、従来の方法によります各地区より要望書を上げていただきまして、各地区の区長さんの立ち会いのもとで調査を行いまして、地区の要望とあわせて緊急度合いの高い方から一応検討させていただきまして、財政と関係課と協議を行いまして、必要な事業より優先順位をつけて整備をしていきたいというふうに考えておるところでございます。基本的には、今後整備基本計画を優先で考えたいと思っておりますが、整備時期によりまして財源確保等がございますので、実施計画を立てて、順次行っていきたいと。また、情勢が変わりましたら、見直し等も行っていきたいと思っております。

オの新規路線の設定につきましては、先ほど基本的な考え方で申し上げましたが、6つの道路整備基本方針に基づき路線を抽出、209路線のうち14路線を新規路線ということで抽出しております。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 以上で、江寄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時35分

再開 午後2時43分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、松田議員の発言を許します。

○5番（松田達之君） 5番議員の松田でございます。

東日本大震災から1年3ヶ月が過ぎたわけでございます。一日も早く、復旧・復興をお願いしたいものでございます。

では、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。1つ目が、い草変色被害への対応について。ア、イでございます。被害農家から代替地要請への対応に

ついて、イ、被害農家への融資・借入金利子補給などの助成をしてはどうか、ということでございます。

2番目、農家が元気を取り戻す農業政策について。米、い草中心の農家経営から施設園芸作物への転換が進められ、作物の冠水が心配される。農業用排水路のあり方と整備について、どのように考えているか、執行部の答弁、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（笠原良一君） 松田議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項の1のい草変色被害への対応についての、アからイまで答弁をお願いします。

農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） 松田議員さんのい草変色被害への対応ということで、お答えさせていただきます。

まず、アからまいります。被害者農家さんからの代替地要請への対応についてお答えします。今回、い草農家さんにおかれましては、誠に残念な事態が生じました。新聞などでも報じられておりますように、八代地方のい草の一部で品種に差はあるものの、先枯れや根の発達が悪く、成長が遅れる被害が出ております。JA、県の調査によりますと、昨年二毛作用に植えた水稻の箱苗の消毒剤に特定の農薬、新薬ですが、これを使用した圃場と、今回い草の被害が確認された圃場とほぼ一致しており、JAが販売したこの新薬、農薬が原因だと言われております。6月11日現在ですが、氷川町と八代市で合わせて農家戸数111戸、作付面積が約109ヘクタールで、氷川町では農家戸数31戸、作付面積で約27ヘクタールが被害を受けているとの報告がっております。ちなみに、氷川町のい草の耕作は全体で82戸と約106ヘクタールの耕作が行われております。

今回のい草被害を受け、JAの組合長さんが本部長となり、JA、県経済連、県、氷川町、八代市等の関係者で構成する「い草田被害対策本部」が5月23日に設置されまして、その日に初会合が開催されております。会議では、経過及び農薬分析結果報告や、八代地域での被害状況報告並びに今後の対策・対応についての話し合いがなされております。今後の対策・対応につきましては、早急な被害状況の把握や原因究明、被害い草への水管理などの営農指導や代替地要請対応、所得補償につきましても、JAとして責任ある対応方針などの話し合いがなされております。また、5月25日は被害者農家さんを対象に経過・現状報告と被害対策方針並びに今後の対応などについて、説明会がっております。その説明会でも、被害農家さんの25年度い草作付に対して、残留農薬などの影響を心配され、作付ができ

ない場合の代替地の必要性についても話が出されております。

6月11日に開催された第2回の対策本部の会議の中でも、25年産い草作付が間に合うように、9月をめどに農薬メーカー、県が中心となり、原因究明を行い、結論を出していくとのことでした。要するに9月までに作付できるかできないか、それとできる場合の対策あたりを結論を出されるということですのでございます。今後、対策本部が一体となり、また農業委員会とも連携を図りながら代替地などの要請に対して取り組みを図っていきたいと考えております。

次に、イのい草被害農家さんへの融資・借入金の利子補給などの助成についてお答えします。今回のい草田被害対策本部の取り組みの事項の中で、経営安定化対策もあります。被害農家さんへの所得補償対応以外にも、融資などの話し合いがなされるかもしれません。被害対策本部としてどういう形で支援していくのかを踏まえながら、今後被害農家さんの経営維持、安定化につながるように、町としても利子補給など、どのような支援ができるのか、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（笠原良一君） 松田議員。

○5番（松田達之君） どうもありがとうございました。本当に、もうこの前の5月11日の新聞です。八代い草変色被害、水稲用農薬の影響が指摘という記事で載っているわけですので。八代い草の一部で本当に先枯れが赤く変色し、成長が遅れる被害が出ていることが5月10日、その前に、大体4月の半ば、20日過ぎにはある程度変色被害状態が何かおかしいというあれが出たわけでした。それから5月2日、農協北部営農センターです、ここ氷川町の。そこが、これはちょっとおかしかと。それから、八代郡市が、これはちょっと調査していかにかいかんという、調査に踏み切ったわけでした。それで、今課長がおっしゃられたように、面積が800ヘクタールです、今年の作付面積が。それが、ここの八代市、氷川町、今話がありましたように被害農家が115戸あるわけでした。そのうちに、30戸余りが氷川町管内です。この前、議会で、この野津地区と氷川、旧宮原地区、1ヶ所、2ヶ所見たわけでした。そうしたところが、今二、三日前からここは立石の緒方さんというところのい草です。ちっとは変化して来たごたる状態ですたい。ちっと青みさしたかなというあれです。すると、あそこの宮原の木村さんですね、あそこのい草も二、三日前に3号線を走ったときに見たんですが、ちっとやっぱり変わってきたなという考えです。

それで、これは町長、この問題はやっぱりかなりない草一本の農家のところは打撃を受けとるわけですが、これは、事実。それで、3年前だったですか、晩霜被害、

梨の被害ですね、あのときも町から融資、かれこれしとんなはるでしょう、融資は。どやんかいた、その点に関して。

○議長（笠原良一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） 梨の前の晩霜被害では30数戸あたりの農家さんがセーフネット資金ということで、資金を借られております。その資金につきましては、利子につきましては町の方で補填をさせていただいております。それと、次年度の育成に関して、肥料あたりも助成したかなと思っております、肥料代をですね。一応今回はい草被害ということで、一つは農薬が原因ということになっております。こちらはその農薬メーカーも全国JAさんの出資会社でございまして、こちらの方もJAと一緒に精いっぱい所得補償あたりはされるような方向で話は聞いております。それでも、そういった資金あたりも、もしその補償内容によりまして、資金あたりが必要とか、あとは交渉あたりがずれ込んで、農協あたりと農家さんあたりでずれ込んで、交渉がまとまらないというのであれば、そういったつなぎ資金あたりも必要かなと思っております。

一応、融資関係につきましては、最終的にい草の収穫です、どのくらい収穫ができるのか。20%、30%できるのか。最終的に集荷して、平年の所得差あたりの損失が出ないとなかなか融資についても難しいようなことをおっしゃってございました。そういったことで、いろいろ今後の対策会議の中でその補償額あたりとか融資あたりのいろいろ話が出てくると思います。その点につきましては、対策本部会議あたりの対応とか結果を踏まえながら町としてできる精いっぱいの支援をしていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 松田議員。

○5番（松田達之君） これは5月25日の熊日の新聞ですが、い草変色、農薬が原因。JA八代、農家への補償を検討と、今お話になったように。これは、原因は、先ほど話されましたように、農薬が、ツインターボという、水稻の農薬です、これは。これは、やっぱりもう、これが使って水田ですたい、圃場によって違うわけです。野津は、私どもの部落でも何ヶ所かあるわけです、ツインターボを水稻に、苗の育苗播種のときに同時にまいた圃場が、それを使っていい圃場もあるわけです。それだけん、今の農協の調査は、大分困っているわけです、実際。よか圃場と悪か圃場と、使うてよか圃場もあるし、そこですたい。それだけん、これは今から、もう1ヶ月余りでもう収穫するわけです。それだから、今からかなりの段差が出てきはせんかという、私は、私もい草は今まではつくっているし、今もつくっているですが、もう40年以上つくっているからある程度わかるわけです。それですから、

これはどやんしたって、これは私も農協の役員しとったんですけど、これはどやんしたって、経済連、農協あたりもう補償しきらないわけです、実際、これは、ほんな話が。それだけん、これはもう、全国の農業協同組合、全農ですたい、それが行ってもろうて、これはもう、絶対町長、地域農協、経済連あたりは絶対しきらないわけです、これは、補償を。この前、5月25日、八代市の千丁公民館であったわけです、この問題で。それで、やっぱりもう、先ほどから言うように5月2日から5月25日まで、ずっとぶっ続け検査、かれこれ指導・会議、県の会議、中央からかれこれあれしとるわけです。それでございますので、これはもう、この補償というのはちょっと、郡築だったですか、金剛の農家の人が「私は3町つくっております。3町、3ヘクタール。反の100万補償せな、どやんもならんばい」と言うてから、それはもう、加未今の組合長は、それはもう、頭は上げきらんだったです、そのときは、事実。それは、100万円て、ちょっと、これは今からの状態で、先ほど話した農業振興課の話があったですが、これはもう、段差によって、それはもう、これはほんなこて、それはもう、い草一本で生計立ててやっていかれる農家は大変な死活問題ですたい、これは、実際の話ですが。それだけん、私はもう途中で、もうほかに会合があったですけん、要件があったもんですから帰ってきたわけです。それからやっぱり延々と後で農家の人の話を聞くと、やっぱり補償が一番のあれですたい、これは。

○議長（笠原良一君） 松田議員、町の対応とか計画とかをちょっと質疑してもらいたいと思います。

○5番（松田達之君） はい。それだけん、もうそれしこ、今議長が言いなはったごと、もう後も、先ほどやっぱり町の行政、氷川町の行政としても、農家に関してはある程度の融資をひとつお願いしたいと思います。

以上で、1項目めのい草変色の問題については、これで終わりたいと思います。

○議長（笠原良一君） これで、1項目めを終わります。次に、2項目めの、農家が元気を取り戻す農業政策についての答弁を求めます。農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 2項目めの質問にお答えいたします。

昭和40年後半から50年代にかけて整備がなされました竜北地区圃場整備事業の農業用排水路は土水路であり、築40年近く経ち、経年経過による老朽化と農家の高齢化、後継者の減少及び地域の混住化が進み、排水路の維持管理が困難になってきております。また、農地の宅地化、農業経営ではい草・米主体の作付体系から米・イチゴ・トマト・メロンといった施設園芸作物中心になったことによる農地の保水能力の減少、気象変化によるゲリラ豪雨等の発生といったさまざまな社会情勢の変化とともに、排水能力が低下し、営農に來している状況にあります。

そこで、竜北地区における排水対策を検討するため、平成22年度排水不良の原因を探るべき町で実態調査を行いました。平成23年度には、その調査結果をもとに、熊本県の方で排水対策事業化に向けた基礎調査を行い、その調査結果が示されたところです。

また、先日の町政懇談会でも排水対策についての意見が出されました。今年度は土地改良事業として、国・県の補助事業を検討していただくために、町の農業農村整備事業の基本となります事業管理計画に排水路の整備計画をのせたところです。現在、県と協議を行っているところでございます。今後は関係農家及び土地改良区と合意形成を図るため協議を行いながら事業化に向けて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（笠原良一君） 松田議員。

○5番（松田達之君） 立派な答弁で、これで、町長、排水問題はこれで2回目です、私は、質問が。今、担当課長の河野課長から詳しく説明がありました。本当に、これはもう言うまでもなく、氷川町管内は本当にもともとはい草・米だったんですた、い、事実。それが、今は時代が変わって、やっぱり平成元年から平成5年あたりから、極端ない草、豊表が単価的に下落したわけです。そのときに今の施設園芸に変わって、い草・トマトそれに露地野菜です。そして、今はもう雨の降るときは集中豪雨、1日に時間的にも80ミリ、100ミリと降るときもあるですから。今はもう梅雨に入るとるですばってん。そうですから、これはかなりな、やっぱりもう今は排水は潰れてしもうとるわけです、どこの排水路も。県道から上はですね。そして、鹿児島本線の上も、今やっぱり高齢化で、川に入って上げる人が実際おんなはらんわけですた。河野課長、知っとるね。もう潰れてしもうとるどが。この間も言うたごと、やっぱり鹿児島本線の本排水たい、線路の上に排水のあるたい、鹿児島本線の。あそこもとうとう、あれは国鉄に申請せんだったたらう、あのときは。排水の雑草を上げるとは。

○議長（笠原良一君） 応答させますけん、ちょっと座ってください。その件をちょっと。

農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 今、ご質問がありました幹線排水路の浚渫については、今年度業者も決まりまして、今現在、JRとの協議中で、JRの許可が下りれば即座に打ったちたいと思います。今協議中でございます。

○議長（笠原良一君） 松田議員。

○5番（松田達之君） それで、これはもう本当に町長も、この前も苦く言うたごと、今、さっき河野課長が進捗状況も話したばってん、これは完全にやっぱり八代振興

局・県あたりに出向いて行って、それしこ頑張ってもらわにゃ、これは。これは何の、今の補助金関係かれこれ、何の補助のあるどか、出向いて、一応頑張って、町長どやんするか、なあ、このことは。

○議長（笠原良一君） はい、ちょっとわかりました。ちょっと座ってください。

今、県の方の話をしてください。町長。

○町長（藤本一臣君） 松田議員さん、もうまさに農家をされておりますので、今の排水対策につきましましては、真剣にお考えで、2回目の質問になるかと思っております。先ほど課長が申し上げましたとおり、そういった実態もきちんと把握しておりますし、その事業化に向けた今取り組みを進めているわけでございます。

また、幹線排水路につきましましては、もう既に浚渫を行いました。竜神さんから役場の前の幹線排水路を見て、ご承知のとおりでございますが、かなり水位が下がったというように聞いておりますので、いざというときには少し役に立つのかなど。併せまして、今後、沖塘にあります排水機場までの排水路につきましても浚渫を行うようにいたしております。先ほど言いましたJRの下の排水路につきましても、今JRと打ち合わせ中でございます。回答をいただきましたならば、即取りかかるということで、今暫時進めているところであります。それを踏まえた上で、先ほど申し上げましたとおり、事業化に向けて今県あたりとも打ち合わせをしながら進めているところであります。これはやっぱり一足飛びにできるものではございません。事業につきましても当然、農家の皆様方の同意を必要とする土地改良事業でございますし、申請事業でございますので、それに向けて今準備を進めているわけでございますから、どうぞ松田議員におかれましても、農家の皆様方にそのあたりのところをしっかりとお話をいただきまして、今後事業を進めていきますときにしっかりとご協力をいただきますように、お勧めをいただければなというふうに思っております。

排水対策につきましましては、大変重要な課題というふうに私どもも捉えておりまして、今一生懸命取り組んでいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（笠原良一君） 松田議員。

○5番（松田達之君） 町長、これは氷川町は農業立町ですどがいた。もう、町長も選挙公約でも、やっぱり農業が一番と謳うとらすとだけんが、これはぜひ農業に関して、これは合併特例債は27年かいた。2年延期になったでしょう。合併特例債。

○議長（笠原良一君） 合併特例債の件を担当課の課長、説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 合併特例債におきましては、平成27年までというこ

とになっております。以上です。

○議長（笠原良一君） 松田議員。

○5番（松田達之君） 町長、ここに本線、そこに、この前言うたごと、排水機場をですたい、その上まで、竹田の下に真っ直ぐ上村工業までつながっているどがいた、なあ。あそこは何の障害もなかわけたい、道だけん。そして、今度は竹田から八間川につながるとですたい、排水が。そうして、ここにいっちょ据えるなら、もう下は何も関係のなかわけです。下は浸からんわけです、これは事実。八間川は、俺はもう何回も流しのときに見るですばってんが、かなりのあその竹田から柳の江のあれさん抜けている、この前三面工事したでしょう、三方張り、あれに抜けるわけですたい。そうすると、八間川はもう心配なしですたい、ほんな話が。どやんかな、河野課長。

○議長（笠原良一君） 農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） その質問については、昨年的一般質問のときにもちょっと話が出ましたので、私なりに調査をしてみました。役場の前の標高が2メートル、それから島地の先の上村工業の先の氷川の堤防、標高が4メートルということで、逆に標高が向こうが高いということで、逆にそこに水路を持っていけばそれだけ深くなってそれだけの面積が要るし、排水機場の、あまり上流に排水機場をつくると効率が悪いと。上は引くけれども、下流側は湛水したままと、そういった状況で、あんまり排水機場を上の方に持ってくると効果がないと。維持費はかかる。それと下流側の排水機場との連携も悪くなるということで、今回の県の基礎調査の結果でも、そういった結果が出ていますし、高さ関係から見ればなかなか島地のところに排水機場を持ってくるというのはどうかなというふうに考えております。

○議長（笠原良一君） 松田議員。

○5番（松田達之君） それは、県あたりと対応で、一緒に合同で調査した経過はあるとかい、実際。ほんなこつかい。

○議長（笠原良一君） 農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 当然、県の調査ではそういった費用対効果、事業費の検討、幾つも提案され検討されています中で、そういった結果が出ております。

それと併せて、県道上の堰の問題がひとつございます。当然これが一番ネックになっておりますので、県道の堰を落とせば上はもうほとんど浸からないんですけども、そうなると下流側に影響が出て、これが築30年ぐらいになりますけれども、その当時の下流側の区長さんと上流側の区長さん、覚書を結んで、この堰は、当分の間絶対さわらないというような約束事ができておりますし、昨年、それについて関係区長さん寄っていただいて協議をした結果、それぞれの区長さんご理解い

ただいて、その堰はそのままという形になっております。

今後は、そういった堰の問題、それからもう一つ大きな問題がございます。氷川排水機場が築30年を過ぎまして、もう耐用年数を過ぎようとしております。当然更新という問題が出てきます。今一番竜北地区の排水対策ののど元になっております排水機場の更新というの踏まえて、今議員さんがおっしゃる排水路の整備、こういったやつを一体的に考えていこうということで、今回、町の事業管理計画の方にのせさせていただいたということでございます。

今後、計画あたりができて、議会の皆さんにお知らせできる 때가来たら、相談しながら、そういった事業計画を進めていかにゃいかんだろうというふうには考えております。

○議長（笠原良一君） 松田議員。

○5番（松田達之君） これはほんなこて、これは私が議員になってもう3年余りです。その当時、あれは300万円だったですかね、町から出した調査費が。300万円だったでしょう。それだから、その調査は、これは町長、農業の予算たいな、24年度で幾らだったかな、農業に関しての予算は。

○議長（笠原良一君） 通告外というようなことだもので。

町長。

○町長（藤本一臣君） 予算につきましては、新年度予算書をご覧いただければ、その額というのはわかるかと思いますが、先ほどから課長がご説明を申し上げましたとおり、町といたしましても調査をし、県の調査を受け、そういった計画を進めているところでございます。先ほど言いましたとおり、一朝一夕にできる事業ではございません。それを今前に前に進めているわけでございますので、そこは議員にも理解をしていただかなくてはならないと思っております。何もしていないように、いっちょん進まないような発言をされておりますが、前に前に、今前に進んでいるわけでございますし、そういった検討も十分県と一緒にやっているわけでございますので、そういった中で、農家の皆さん方のご了解・ご理解、そういったものも当然受益負担があるわけでございますので、そういったものも一緒に考えながら事業を進めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（笠原良一君） 松田議員。

○5番（松田達之君） 今、町長が言いなはったごと、これは前に進むには、これは農家の人を説得を私どもはせなんわけです。これはいっその農家の人の願いですたい、これは。これは、やっぱりこの事業に関しては、100%同意が必要ですから、これは。1人でも反対したら絶対でけんわけです。そこのカントリーの裏をしたときも、やっぱり100%同意が達成せんば工事はでけん、予算もおりらんわけ

ですたい。今後、ひとつ町長いっちょ頑張ってください、農業関係には。

これで一般質問を終わりたいと思います。お世話になりました。

○議長（笠原良一君） 以上で松田議員の一般質問を終わります。

次に、6番、上田議員の発言を許します。

○6番（上田俊孝君） 皆さんこんにちは。笠原議長のお許しを得て、6番議員、上田俊孝が一般質問させていただきます。

まずは、行政担当者へのお礼を申し上げます。5月18日、熊日の新聞に建物解体工事石綿使用の件で載っております。氷川町の建物解体工事中に石綿アスベストが使用が判明したことにつき、町民の生命財産を守るために多大なる努力をしてもらったことに大変感謝いたします。また、このことにより訴訟問題にならないことを祈ります。

では、一般質問させていただきます。

東日本大震災のがれき受け入れの支援について。もはやがれき受け入れについては、日本国ほか外国の受け入れが大変問題、話題になっています。そこで、氷川町のごみ処理の現状と東日本大震災のがれき受け入れの可能性について、答弁を求めたいと思います。

また、今後物資面、ソフト面の支援について、答弁の方をよろしく願います。

○議長（笠原良一君） 上田議員の第1項目の東日本大震災のがれき受け入れと支援についての、アの答弁を求めます。

町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） まずは、氷川町のごみを処理しているクリーンセンターの焼却状況からお答えすることが必要かと思っておりますので、それからまずお答えして、アの回答にさせていただければと思います。

クリーンセンターにおきましては、今平成23年度可燃物だけでしますと、10万トンとなっております。年々減ってはおります。ただし、氷川町分としては35%を推移している状況であります。クリーンセンターが施設の建設から13年目となっております。能力が11%程度低下しております。能力を補うため16時間運転による処理を余儀なくされている状況にもあります。また、平成18年2月から焼却灰や残渣などを埋め立てしている最終処分場の残余容量も54%となっており、施設の耐用年数20年と同様な時期に満杯になると予想されている状況にあります。

さて、震災がれきの受け入れについてでございますが、環境省から広域処理に係る市町村等への説明会が4月25日に開催されたことは新聞報道でされております

が、その中で、出席しました折に話として聞いてまいりましたのが、岩手県と宮城県の401万トンが希望されているということでございまして、国としましては、平成26年3月を目標として全処理完了したいということでございました。国が示した放射性セシウム濃度の考え方としましては、焼却灰が1キロ当たり8,000ベクレル以下であれば、周辺住民や作業員に安全であり、埋立処分が可能であるから問題ないので受け入れてほしいということでもありましたが、処理や処分の段階での放射線総量や積算総量などに対するガイドラインもないという状況の中で、明確な回答が得られない状況でありました。それで、参加の皆さんの総意だと思えますけれども、安全性に疑問が残るという形になっております。

全国的に今の受け入れ状況を調べてみましたところ、現在処理しておりますのが青森県4市町、山形県7市町、東京都6区の17市区町村であります。受け入れに慎重でありできないと言っているのが151市町村となっております。ご存じのように九州では北九州市や津久見市が木くずを中心に焼却試験を実施しておりますが、熊本県は知事が発表しましたとおり、まだ判断できる段階にないということで、公表されております。

そこで、本町としての災害ごみの受け入れに対する考え方でございますが、クリーンセンターは広域の施設でありますので、町単独での判断はもちろんのこと、地域住民の理解をいただくことを最優先として考えなければならないというふうに考えております。ご存じのように、八代市の区域外からの受入処理の打診もあつているところであります。処理能力や最終処分場の状況を考慮しますと、受け入れは困難な状況と判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） 5月22日の熊日の方の記事を読みますと、がれき広域の処理。当初より4割ほど減少しておるといふこと、土砂が含まれておるといふこと。その中で、非常にこのがれき受け入れはさっきおっしゃったように、日本の各市町村で、特に北九州あたりは受け入れて、内容がいろいろ放射能が入ったりはせんだろうかとかといふところの、非常にがれきの問題が一応対話集会で挙がっております。その中で、上天草市ではがれき受け入れの要望書を付託しているという面もあります。私が一応水俣の方の今日の熊日新聞に載っている中で、がれき受け入れの情報収集を続けるという面がありますので、東日本の被災地のがれき受け入れに対する考え方については、水俣の宮本市長は基本的に受け入れる方向で考えたいと表明。ただ、受け入れの具体化については、安全性や運搬手段などについて環境省から納得できる環境が得られてないということです。市民の生命・財産が第

一、安全性確保のために引き続き情報収集に努めるという水俣市長の回答があります。

そこで、藤本町長のお考えを聞かせてもらえればと思います。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） がれきの受け入れの基本的な考え方につきましては、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。やはり自治体として協力すべきところはやっていかなければならないという気持ちはございますが、現実の問題といたしまして、処理をする施設の能力の問題、それから受け入れるごみの安全性の問題。そういったものをやっぱり総合的に考えなければならぬと。そういったものを判断しますと、現時点での受け入れは厳しいのではないかというのが見解でございます。

その上で、今日の熊日新聞でございましたか、震災がれきの広域処理反対という、原発ゼロ熊本の会の皆様方、県内の大学教授あるいは弁護士、お医者さんでつくる任意団体というふうに書いてございますけれども、いわゆるがれきの広域処理については反対の立場をとっていらっしゃいます。その理由といたしまして、いわゆるがれきの中にアスベストなどが、いわゆる危険な廃棄物も含まれている可能性が高いということが一つの大きな反対の理由ということで主張されております。やはり、そういったがれきの部分の安全性というものが担保されない限り、なかなか受け入れるというのは難しゅうございますし、先ほど申し上げましたとおり、施設の能力の問題、私どもだけの施設ではございません、クリーンセンター。そういったものを総合的に判断していく必要があるということでございますので、先ほどの見解ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） 日本各地の中で受け入れるところもあるものですから、氷川町の、私は町民の声としても、やっぱり同じ日本国で起こった出来事ですから、受け入れはできるものだったらせないかんとこの意見も一応出ている中で、私が今回質問させてもらったのは、氷川町の現状を町民の方にも知ってもらおうというのもひとつ今回の一般質問の意味としたところであります。

あとは、水俣の市長もおっしゃったように、その判断はより慎重になさってもらえばと思います。

以上で、アの方の質問を終わります。

では、イの方のを、はい。

○議長（笠原良一君） 次に、イの答弁を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） 上田俊孝議員さんの東日本大震災の今後の物資、ソフト面の支援ということで、答えさせていただきます。

今回、熊本県は被災地の本格的な復興支援で、新築住宅着工の需要に併せての支援と熊本豊表のPRを兼ねた熊本豊表復興支援事業を予定しております。事業内容としましては、東日本大震災の被災県、岩手、宮城、福島県になりますが、その県に対しまして被災地復興住宅の豊表購入の支援として、個人住宅の建築の際に県産豊を6豊分使用した場合、被災した施主に1万円相当、2,500戸分になりますが、熊本県産農産物、八代産になりますが、農産物を贈呈を予定しております。

また、公共施設の豊替えについても、4施設72豊分を助成する予定であります。この事業によりまして、県産豊表の普及拡大と八代産農産物のPRも兼ねた復興支援3年間の継続事業であります。県い草豊表活性化連絡協議会が事業主体となり、事業費4,200万円、熊本県2,100万円、氷川町300万円、八代市1,800万円事業を行い、被災地を支援していこうというものであります。なお、県・町・市とも、この6月議会において予算計上をいたしております。

人的支援につきましては、総務課長が説明をいたします。

○議長（笠原良一君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 東日本大震災被災地に対する人的支援につきましては、熊本県との合同チームの一員として、氷川町職員を第9陣の5月11日から、第23陣の9月13日まで、8名の職員を派遣してきました。現在は現地からの要望が土木それから建築、保健等に関する専門的な知識・経験を有する職員で、しかも長期、1年間以上でございますが、にわたる要請でありまして、現在の氷川町職員数を考えれば、要望に応じてやれていないというのが現状でございます。これからも被災地への支援につきましては、物心両面から続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） さっき、豊表の一応話が出まして、八代市の方は福島市長、東日本の方に要するに営業所、豊の販売の拠点というのを一応設けるといって今後推進していかれます。その面に対して、そういう東日本に対しての今後、何か戦略があれば、付随して一応町長の方に答弁をお願いします。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今、八代市の政策を少し引き合いに出されてお話をされましたが、こういった目的でそういった支所を置かれるのか、よく存じておりませんが、この支援というものにつきましては、それぞれの市町村、身の丈にあった支援をしていくべきだろうというふうに思っております。よその真似をしてやるべきものでもございませんし、私どもでできるところをしっかりと支援していかなければ

ばならないというふうに思っております。

そういった中で、先ほど言いました、新たな県とのタイアップによります、そういった需要拡大を含めた支援をやっていきたいということで、今回また予算にも300万円の予算を計上し、皆様方をお願いをしているところでございますが、そういった側面的な支援、あと人的な支援につきましては、先ほど総務課長が申しあげましたとおり、専門的な知識を持った職員を1年以上ということになります。私ども氷川町も行政改革によりまして年々職員数を減らしております。10年後の目標の数にもう既に現在達しております、職員は大変厳しい中で一生懸命業務を進めているわけでございますので、そういった中で1年以上の派遣ということはなかなか難しいものがございますので、今、今後そういった計画は持ってないという答弁をしたところでございますが、先ほど言いましたとおり、身の丈にあったできる限りのご支援は今後も続けてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（笠原良一君） 上田議員。

○6番（上田俊孝君） 私が、ソフト面に関連して、一応言いますけど、現地は東日本の大震災が出たがれきを盛土にして植樹する森の防波堤づくりを進めるための財団法人が一応創設されています。これは、熊本出身の元首相の細川護熙さんや作家の倉本聰さんも参加されて、このがれきで森の堤防を使って一つの防波堤をつくるという、非常に画期的な私はアイデアをされているのだらうと思います。その中で、氷川町の方もそれに関連して、やっぱりいろんな知恵を絞り出して、何かアイデアがあれば、そういった面での協力もしてもらえればと、私は願うところであります。

そこで、最後のお願いになりますけれど、廣瀬教育長、教育面で非常に経験豊富な廣瀬教育長に最後のお願いということで、今伝えます。宮城県の石巻より小学生が2人、中学生1人の生徒さんが転校されています、氷川町にです。お住まいは、桜ヶ丘に1世帯引っ越して来られております。最近、これは関連して言いますが、宮原小学校でいろんな出来事があり、中学校では、竜北中学校に通っているという話も聞きます。今後、そのようなことがないように、先生方の指導と生徒さんに配慮をお願いして、これに関連した形で東日本から・・・。

○議長（笠原良一君） ちょっと、これの通告外と思います。

○6番（上田俊孝君） ああ、そうですか。じゃあ、最後のお願いというところを一応してもらえればと思います。

はい、以上で一般質問を終わります。

○議長（笠原良一君） 以上で、上田議員の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（笠原良一君） 本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

-----○-----
散会 午後3時36分